

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成31年2月 第2回訂正分)

株式会社スマレジ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出における売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成31年2月20日に近畿財務局長に提出しており、平成31年2月21日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成31年1月25日付をもって提出した有価証券届出書及び平成31年2月12日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,300,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し459,500株(引受人の買取引受による売出し230,000株・オーバーアロットメントによる売出し229,500株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成31年2月20日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 3 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し229,500株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

2 【募集の方法】

平成31年2月20日に決定された引受価額(1,260.40円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(1,370円)で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「835,250,000」を「819,260,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「835,250,000」を「819,260,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であります。

(注) 5の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,370」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,260.40」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「630.20」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき1,370」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

公募増資等の価格の決定にあたりましては、1,200円以上1,370円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数1,300,000株、引受人の買取引受けによる売出し230,000株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限229,500株(以下総称して「公開株式数」という。)を目的に需要の申告を受け付けました。その結果、

①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数に渡っていたこと。

③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。

が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における市場評価および市場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき1,370円と決定いたしました。

なお、引受価額は1株につき1,260.40円と決定いたしました。

2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(1,370円)と発行価額(1,020円)及び平成31年2月20日に決定した引受価額(1,260.40円)とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 平成31年1月25日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成31年2月20日に資本組入額(資本金に組入れる額)を1株につき630.20円に決定いたしました。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき1,260.40円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 8の全文削除

4 【株式の引受け】

〈欄内の数値の訂正〉

- 「引受けの条件」の欄：2 引受人は新株式払込金として、平成31年2月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき1,260.40円)を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき109.60円)の総額は引受人の手取金となります。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 上記引受人と平成31年2月20日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

〈欄内の数値の訂正〉

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,536,860,000」を「1,638,520,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,516,860,000」を「1,618,520,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、平成31年2月8日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,618,520千円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限288,249千円については、①設備資金、②運転資金及び③借入金返済として以下の使途に充当する予定であります。

① 設備資金

設備資金の内容及び充当予定時期は、以下のとおりであります。

- ・「スマレジ」のクラウドサービスの機能強化に係るソフトウェアの開発及びサーバー構築の資金として130,069千円(平成32年4月期130,069千円)
- ・事業拡大のため、「スマレジ4.0」のクラウドサービスに係るソフトウェアの開発の資金として451,440千円(平成32年4月期225,720千円、平成33年4月期225,720千円)
- ・顧客数の増加に備え、販売・顧客管理強化を目的とした顧客管理システムへの投資資金として104,828千円(平成32年4月期52,414千円、平成33年4月期52,414千円)
- ・管理業務の効率化を目的とした基幹システムへの投資資金として108,000千円(平成32年4月期54,000千円、平成33年4月期54,000千円)

② 運転資金

運転資金の内容及び充当予定時期は、以下のとおりであります。

- ・今後の事業拡大に伴い、開発部門、営業部門に係る人員増強を予定しており、人材確保のための採用活動費に80,146千円(平成32年4月期39,178千円、平成33年4月期40,967千円)、人件費の増加分に616,496千円(平成32年4月期272,979千円、平成33年4月期343,517千円)
- ・「スマレジ」の新規顧客獲得及び拡大を目指すための広告宣伝費として102,662千円(平成32年4月期102,662千円)

③ 借入金返済

運転資金のために借入れた銀行からの借入金の返済資金として平成32年4月期に96,000千円を充当する予定であります。

残額につきましては、将来における当社の成長に資するための設備投資及び人件費の増加分等の支出に充当する方針であります。当該内容について現時点で具体化している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。充当時期は未定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成31年2月20日に決定された引受価額(1,260.40円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格1,370円)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「295,550,000」を「315,100,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「295,550,000」を「315,100,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 4 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を**勘案した結果**、オーバーアロットメントによる売出し**229,500株**を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

(注) 4、5の全文削除及び6、7の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1(注)2」を「1,370」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,260.40」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき1,370」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3 元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数 大和証券株式会社 230,000株

引受人が全株買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき109.60円)の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成31年2月20日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

〈欄内の数値の訂正〉

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「294,907,500」を「314,415,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「294,907,500」を「314,415,000」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘察した結果**行われる大和証券株式会社による売出しであります。

5 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

(注)5の全文削除及び6の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

〈欄内の数値の訂正〉

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「1,370」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき1,370」に訂正。

〈欄外注記の訂正〉

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2 売出しに必要な条件については、平成31年2月20日において決定いたしました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成31年1月25日及び平成31年2月8日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 229,500株
募集株式の払込金額	1株につき1,020円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。(注)
払込期日	平成31年4月2日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	大阪府大阪市中央区北久宝寺町3-6-1 株式会社りそな銀行 船場支店

(注) 割当価格は平成31年2月20日に1,260.40円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成31年3月28日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(229,500株)を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成31年2月 第1回訂正分)

株式会社スマレジ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成31年2月12日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成31年1月25日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,300,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し459,500株(引受人の買取引受による売出し230,000株・オーバーアロットメントによる売出し229,500株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、平成31年2月8日開催の取締役会において決定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(欄外注記の訂正)

(注) 3 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成31年1月25日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 3の全文削除及び4、5、6の番号変更

2 【募集の方法】

平成31年2月20日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成31年2月8日開催の取締役会において決定された払込金額(1,020円)と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(略)

(欄内の数値の訂正)

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「1,513,850,000」を「1,326,000,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「1,513,850,000」を「1,326,000,000」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「890,500,000」を「835,250,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「890,500,000」を「835,250,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

- (注) 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、仮条件(1,200円～1,370円)の平均価格(1,285円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 仮条件(1,200円～1,370円)の平均価格(1,285円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,670,500,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(欄内の数値の訂正)

「発行価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「1,020」に訂正。

(欄外注記の訂正)

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
仮条件は、1,200円以上1,370円以下の価格といたします。
当該仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。
なお、当該仮条件は変更されることがあります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年2月20日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(1,020円)及び平成31年2月20日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 8 引受価額が発行価額(1,020円)を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(欄内の記載の訂正)

「引受人の氏名又は名称」の欄：「株式会社SBI証券」を「株式会社SBI証券」に訂正。

(欄内の数値の訂正)

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「大和証券株式会社1,147,100、野村證券株式会社76,500、株式会社SBI証券61,200、SMB C日興証券株式会社7,600、エース証券株式会社7,600」に訂正。

(欄外注記の訂正)

- (注) 1 上記引受人と発行価格決定日(平成31年2月20日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

(注) 1の全文削除及び2、3の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(欄内の数値の訂正)

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,638,520,000」を「1,536,860,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,618,520,000」を「1,516,860,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件(1,200円～1,370円)の平均価格(1,285円)を基礎として算出した見込額であります。平成31年2月8日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,516,860千円及び「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限270,365千円については、①設備資金、②運転資金及び③借入金返済として以下の使途に充当する予定であります。

① 設備資金

設備資金の内容及び充当予定時期は、以下のとおりであります。

- ・「スマレジ」のクラウドサービスの機能強化に係るソフトウェアの開発及びサーバー構築の資金として130,069千円(平成32年4月期130,069千円)
- ・事業拡大のため、「スマレジ4.0」のクラウドサービスに係るソフトウェアの開発の資金として451,440千円(平成32年4月期225,720千円、平成33年4月期225,720千円)
- ・顧客数の増加に備え、販売・顧客管理強化を目的とした顧客管理システムへの投資資金として104,828千円(平成32年4月52,414千円、平成33年4月期52,414千円)
- ・管理業務の効率化を目的とした基幹システムへの投資資金として108,000千円(平成32年4月期54,000千円、平成33年4月期54,000千円)

② 運転資金

運転資金の内容及び充当予定時期は、以下のとおりであります。

- ・今後の事業拡大に伴い、開発部門、営業部門に係る人員増強を予定しており、人材確保のための採用活動費に80,146千円(平成32年4月期39,178千円、平成33年4月期40,967千円)、人件費の増加分に616,496千円(平成32年4月期272,979千円、平成33年4月期343,517千円)
- ・「スマレジ」の新規顧客獲得及び拡大を目指すための広告宣伝費として102,662千円(平成32年4月期102,662千円)

③ 借入金返済

運転資金のために借入れた銀行からの借入金の返済資金として平成32年4月期に96,000千円を充当する予定であります。

残額につきましては、将来における当社の成長に資するための設備投資及び人件費の増加分等の支出に充当する方針ですが、当該内容について現時点で具体化している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。充当時期は未定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(欄内の数値の訂正)

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「315,100,000」を「295,550,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「315,100,000」を「295,550,000」に訂正。

(欄外注記の訂正)

- (注) 4 売出価額の総額は、仮条件(1,200円～1,370円)の平均価格(1,285円)で算出した見込額であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

（欄内の数値の訂正）

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「314,415,000」を「294,907,500」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「314,415,000」を「294,907,500」に訂正。

（欄外注記の訂正）

（注）5 売出価額の総額は、仮条件(1,200円～1,370円)の平均価格(1,285円)で算出した見込額であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成31年1月25日及び平成31年2月8日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 229,500株
募集株式の払込金額	<u>1株につき1,020円</u>
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成31年4月2日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	大阪府大阪市中央区北久宝寺町3-6-1 株式会社りそな銀行 船場支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成31年3月28日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成31年1月



株式会社スマレジ

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,513,850千円(見込額)の募集及び株式315,100千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式314,415千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成31年1月25日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社スマレジ

大阪府大阪市中央区本町四丁目2番12号 東芝大阪ビル 3F

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

事業の内容



当社は、飲食店や小売店が販売情報の管理・分析を行うために使用するクラウド型POSレジ「スマレジ」をはじめ、企業が経営管理に必要な情報の管理・分析を行うためのクラウドシステムを提供しております。また、上記クラウドサービスでユーザーが使用するタブレット、レシートプリンター等のレジ周辺機器等の販売を行っております。当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、①各クラウドサービスの提供により月額利用料を徴収する「クラウドサービス月額利用料等」と、②上記のクラウドサービスでユーザーが利用するレジ周辺機器等の販売を行う「クラウドサービス関連機器販売等」にサービスを区分して記載しております。

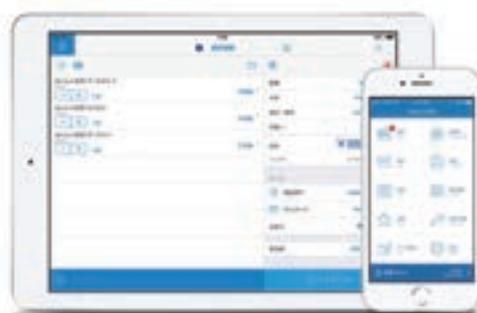
サービスの内容

1 クラウドサービス月額利用料等

スマレジ

クラウド型POSレジ「スマレジ」

アパレルショップ等の小売店や飲食店等を主なユーザーとするクラウド型POSレジ「スマレジ」の提供がクラウドサービス事業の主たる事業内容となります。「スマレジ」は、クラウドを通してサービスを提供しているため、インターネット経由でどこからでもデータにアクセスすることができ、リアルタイムの売上情報、売上分析、商品情報など、店舗にまつわる情報をいつでも把握することが可能であります。



軽減税率にもいち早く対応。会計システム等の基幹システムや、決済サービス等、様々な企業とのシステム連携に対応。

平成31年10月1日から施行される消費税増税に伴う消費税の軽減税率制度の導入により、事業者は必要に応じて、軽減税率に対応したレジの導入、もしくは既存のレジの改修を行う必要があります。当社では、軽減税率制度導入後も継続してユーザーに「スマレジ」を利用して頂くため、軽減税率に対応した機能を実装しております。



基本レジ操作、売上分析 (すべてのプランで利用可能)



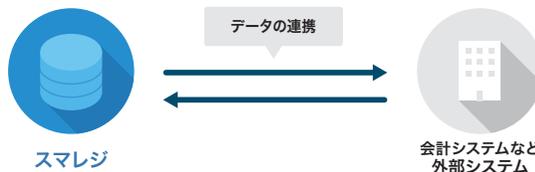
軽減税率に対応、複数税率の設定が可能に



オーダー受付 (フードビジネスプラン)



在庫棚卸 (リテールビジネスプラン)



他社が提供する基幹システムや会計システム等のさまざまなサービスとの連携や、スマレジAPI(※)を使った連携もスタートし、すでに導入済みのシステムを変更することなく、シームレスに当社システムを利用することができるため、基幹システムや会計システムを利用するような大手企業も「スマレジ」を導入しやすくなりました。

※スマレジAPI:「スマレジ」の機能やデータを他のシステムから呼び出して使用するための、プログラミングのインターフェースのことです。スマレジAPIを利用することで、「スマレジ」の売上データを外部の会計システムに反映したり、「スマレジ」の顧客データを外部のシステムで呼び出して、マーケティング用データとして使用できるようにする等自由なカスタマイズが可能になります。

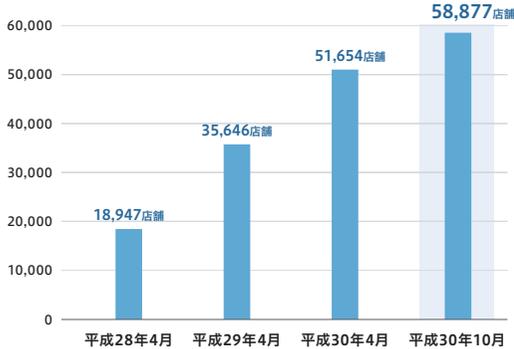
登録店舗数が58,000店を突破。

観光庁の「訪日外国人消費動向調査」によると、平成29年の訪日外国人観光客の人数は2,869万人、外国人旅行者による消費総額は4兆4,162億円を超えています。年々過去最高額を更新しているインバウンド消費も、「スマレジ」の累積取扱高を押し上げている一要因と考えられ、店頭での免税書類作成という煩雑な作業をサポートする「免税機能」も、「スマレジ」導入要因のひとつとなっています。

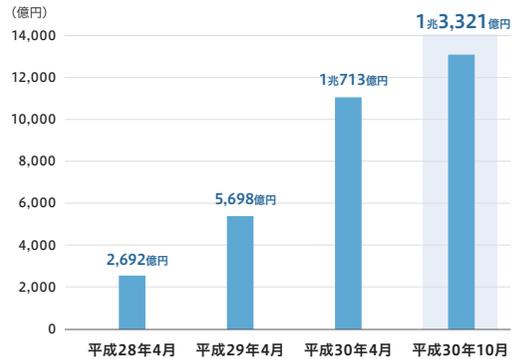
販売戦略や消費動向の後押しもあり、平成30年10月には「スマレジ」の登録店舗数は58,000店を突破しました。

なお、「スマレジ」の登録店舗数及び累積取扱高の推移は以下のとおりであります。

登録店舗数の推移



累積取扱高の推移



※累積取扱高とは、クラウド型POSレジ「スマレジ」のサービス開始以降、ユーザーが「スマレジ」を使って販売した商品やサービスの金額の合計をいいます。
 ※店舗数の定義は、有料プラン無料プランに関わらず、実際に「スマレジ」でサインアップを行い、登録された店舗数です。お客様1社が複数の店舗を保有されている場合は、その店舗数分カウントされます。

無料のスタンダードプランと4つの有料プラン（フリーミアム）

料金体系については、主にBtoBを対象とするフリーミアム(※)を採用しております。通常販売、値引・割引販売等のレジ機能を搭載した無料の「スタンダードプラン」を始め、ユーザーが必要とする機能に応じて4つの有料プランを選択できること、導入後もユーザーのニーズに合わせたプラン変更が可能な点が特徴となっております。

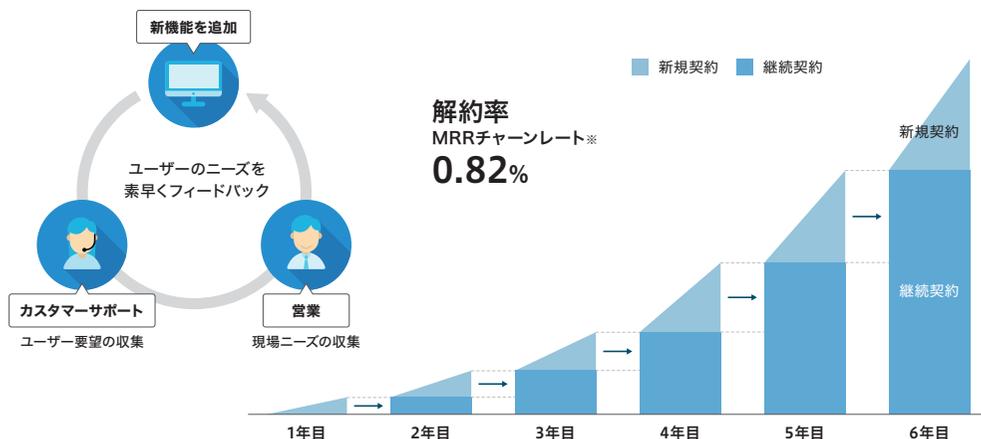
※フリーミアム：基本的なサービスや製品は無料で提供し、さらに高度な機能や特別な機能については料金を課金する仕組みのビジネスモデルをいいます。

スタンダード	プレミアム	プレミアム プラス	フードビジネス	リテールビジネス
1店舗のみ / 月額	1店舗につき / 月額	1店舗につき / 月額	1店舗につき / 月額	1店舗につき / 月額
¥0	¥4,000 (税抜) 1日あたり ¥133	¥7,000 (税抜) 1日あたり ¥233	¥10,000 (税抜) 1日あたり ¥333	¥12,000 (税抜) 1日あたり ¥400
POSレジ機能を備えた無料プラン	複数の店舗を一括管理できるプラン	顧客管理、ポイント管理が可能なプラン	飲食店向けフル機能プラン	高度な在庫管理が可能なフル機能プラン
✓ 基本レジ機能	✓ 基本レジ機能 ✓ 複数店舗管理 ✓ API利用	✓ 基本レジ機能 ✓ 複数店舗管理 ✓ API利用 ✓ 顧客管理 ✓ 電話サポート	✓ 基本レジ機能 ✓ 複数店舗管理 ✓ API利用 ✓ 顧客管理 ✓ 電話サポート ✓ オーダーエントリー	✓ 基本レジ機能 ✓ 複数店舗管理 ✓ API利用 ✓ 顧客管理 ✓ 電話サポート ✓ 高度な在庫管理

基本POSレジ機能 —— 販売（免税販売対応）、レシート印刷、点検・精算、取引履歴管理、商品在庫管理、締め処理（日次・月次）、目標予算管理、売上分析、カスタマーディスプレイ機能

安定性と成長性を両立するサブスクリプション型ビジネス

国内においてPOSレジシステムを提供している企業は当社以外にも複数ありますが、当社は、通常のレジ機能に加えて営業が収集した現場のニーズや、カスタマーサポートが収集したユーザーの要望を基に、素早く開発部門へフィードバックを行い、随時新機能を追加しており、適切なユーザビリティを追求したサービスの提供に主眼を置いております。「スマレジ」の解約率(※)は0.82%となっており、ユーザーの要望を満ちし、利便性を高めることで継続契約を維持しております。新規契約が翌年度以降の売上拡大に貢献し、継続契約が蓄積することで収益が安定する、安定性と成長性を両立するサブスクリプション型ビジネスとなっております。



※解約率

MRRチャーンレート(2016年5月から2018年10月までの30か月平均)を記載。MRRチャーンレートとは、当月失った月次収益を先月末時点の月次収益で除すことで計算される実質解約率です。



オーダーエントリーシステム「スマレジ・ウェイター」

スマートフォンやタブレットを用いた飲食店向けオーダーエントリーシステム(※)です。飲食店のオーダーエントリー業務に必要な機能を完備しつつ、汎用コンピューターの利用により専用端末を用いた従来型のオーダーエントリーシステムに比べて低価格を実現しています。

なお、店舗内サーバー「ウェイターBOX」を設置すれば、万が一、インターネットが断線した場合も、従来通りオーダーをとって営業を行うことが可能となっております。ウェイターBOXに蓄積された注文データは、インターネット接続が回復すれば、自動でクラウドに同期されます。



※オーダーエントリーシステム：メニュー管理、注文入力、テーブル管理などが行えるシステムです。いつでもどこからでもお店のテーブル状況や注文状況、売上明細情報をリアルタイムに確認することができます。



クラウド型勤怠管理システム「スマレジ・タイムカード」

スマートフォンやタブレットのカメラを利用した簡易認証つきクラウド型勤怠管理システムです。

こちらの料金体系もフリーミアムを導入しています。タイムカードを打刻し、出勤簿を作成する機能は無料でご提供し、シフト作成や給与計算など高度な管理機能を行う箇所のみ有料オプションとなっております。これにより、大多数のユーザーには無料でご利用いただきながらも、上位機能へのアップグレードも手軽に行えるサービスとなっております。



2 クラウドサービス関連機器販売等

レジならではの初期導入費用が発生、月額利用料以外の収入源を確保

クラウドサービスに付随して、飲食店や小売店で「スマレジ」を利用する際に使用するタブレットやレシートプリンター等のレジ周辺機器及びレシートロール紙等の消耗品の販売を行っております。レジならではの初期導入費用が発生することで、月額利用料以外の収入源を確保しております。さらに、機器の販売だけでなく、初期セットアップやトレーニング、商品データの移行・登録代行、在庫管理導入サポートなどのサービスも有償で提供しております。



販売チャネル

1 クラウドサービス月額利用料等

当社は、当社ショールーム(東京、横浜、名古屋、大阪)に所属するスタッフ及びホームページによるクラウドサービスの販売を行っております。当社ショールームでは、当社スタッフによるサービスの説明に加えて、当社サービスを実際に体験頂くことが可能です。また、当社では以下の販売パートナー制度を導入しております。

取次店パートナー	当社へユーザーの紹介を行い、当社がユーザーと契約を行います。
代理店パートナー	ユーザーに提案活動を行い、当社とユーザーの契約を代行します。
販売店パートナー	当社が提供するクラウドサービス及びレジ周辺機器等をユーザーに販売します。
FCパートナー	当社ショールームと同等の商談ルーム及び展示機器を準備し、当社が提供するクラウドサービス及びレジ周辺機器等をユーザーに販売します。現在、FCパートナーにより福岡ショールームの運営が行われております。



ショールームの風景

上記に加え、オンラインでアカウントを作成することで、当社や販売パートナーのスタッフとの商談を経ることなく、利用を開始することが可能です。

2 クラウドサービス関連機器販売等

当社は、当社ショールームで申し込みをされたユーザーに対して、クラウドサービスでユーザーが利用するレジ周辺機器の販売を行っております。また、「スマレジ」のマイページにおいて、ユーザーに対し、消耗品であるレシートロールの販売を行っております。

また、当社は、レジ周辺機器をはじめとする店舗用品の販売を行うECサイト「STORE STORE」を運営しており、こちらでは、ECサイトを訪問した消費者に対して、販売を行っております。



店舗用品販売ECサイト「STORE STORE」

業績等の推移

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月
売上高	(千円)	-	-	-	938,408	1,393,268
経常利益	(千円)	-	-	-	156,281	302,760
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	-	-	-	115,049	216,605
包括利益	(千円)	-	-	-	114,393	215,900
純資産額	(千円)	-	-	-	282,783	498,683
総資産額	(千円)	-	-	-	619,999	796,254
1株当たり純資産額	(円)	-	-	-	36.78	64.87
1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	15.17	28.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	-	-	-	45.6	62.6
自己資本利益率	(%)	-	-	-	77.3	55.4
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	139,210	325,384
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	△73,169	△137,880
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	-	-	165,599	△130,455
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	-	-	-	372,141	429,552
従業員数(外、平均臨時雇用者数)	(人)	- (-)	- (-)	- (-)	55 (-)	66 (-)

(注) 1. 当社は第12期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。

5. 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

6. 第12期及び第13期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づきEY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

7. 平成30年12月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

提出会社の経営指標等

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期 第2四半期
決算年月		平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成30年10月
売上高	(千円)	123,760	348,030	607,609	938,404	1,393,268	875,177
経常利益	(千円)	5,301	36,618	68,954	170,892	316,514	176,029
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△25,248	34,702	2,336	81,170	218,552	124,065
資本金	(千円)	10,020	10,020	29,670	106,335	106,335	131,327
発行済株式総数	(株)	273	273	68,810	76,880	76,880	77,619
純資産額	(千円)	△11,868	22,834	44,820	279,321	497,873	671,924
総資産額	(千円)	47,232	98,466	292,930	616,370	795,444	1,068,718
1株当たり純資産額	(円)	△179.64	345.63	651.37	36.33	64.76	86.57
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△741.89	525.26	34.65	10.70	28.43	16.03
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	△25.1	23.2	15.3	45.3	62.6	62.9
自己資本利益率	(%)	-	632.9	6.9	50.1	56.2	-
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-	-
従業員数(外、平均臨時雇用者数)	(人)	18 (-)	21 (-)	36 (-)	54 (-)	66 (-)	76 (-)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第10期、第11期、第12期及び第13期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また第9期は1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

4. 第9期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。

6. 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

7. 第9期、第10期及び第11期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査を受けておりません。

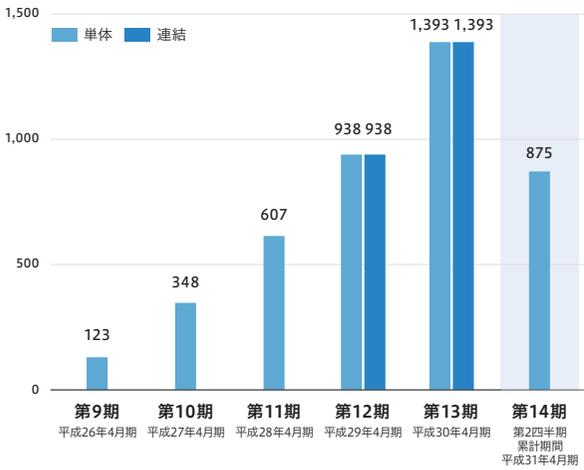
8. 第12期及び第13期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

9. 平成27年10月30日付で1株につき242株の株式分割を行いました。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。また、平成30年12月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

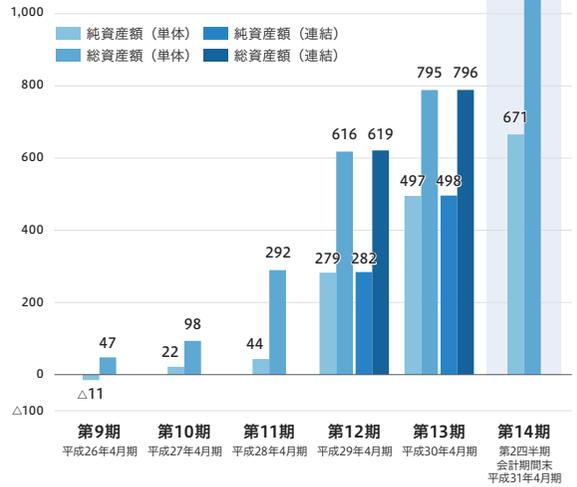
10. 当社は、平成30年12月1日付で1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第11期以前の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月
1株当たり純資産額	(円)	△1.80	3.46	6.51	36.33	64.76
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△7.42	5.25	0.35	10.70	28.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

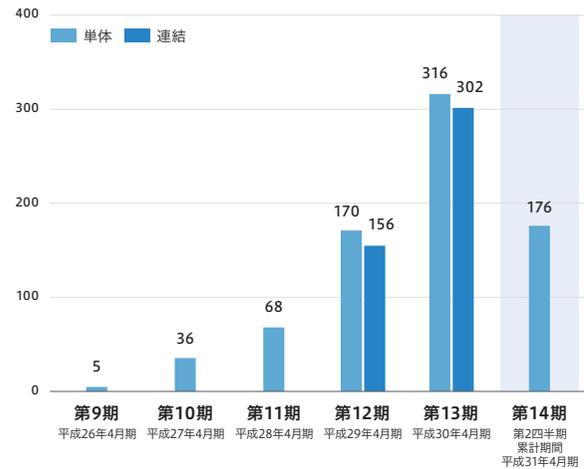
売上高 (単位：百万円)



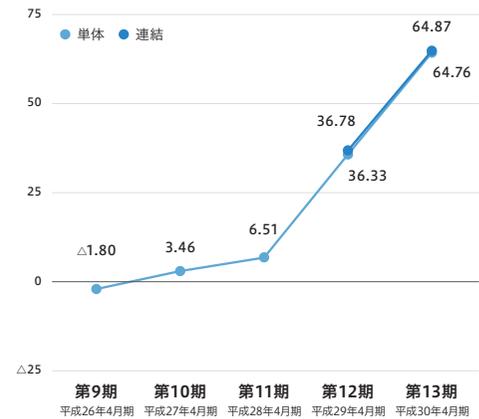
純資産額/総資産額 (単位：百万円)



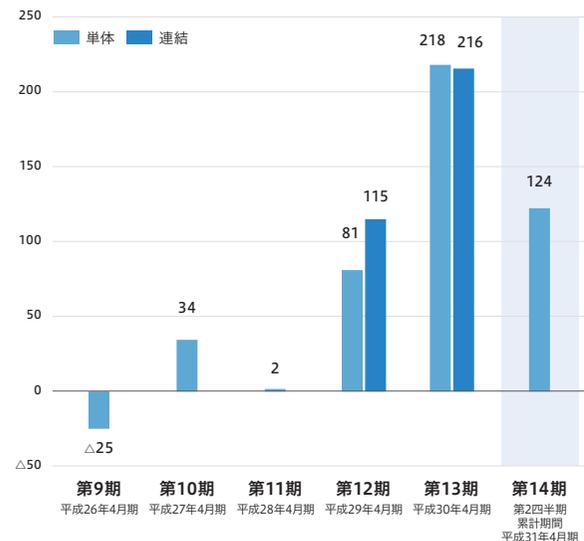
経常利益 (単位：百万円)



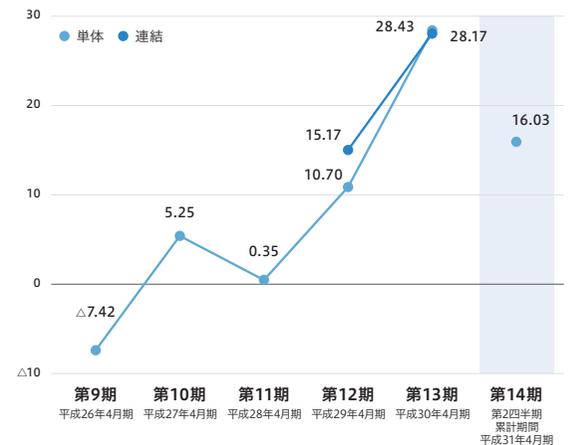
1株当たり純資産額※ (単位：円)



親会社株主に帰属する当期純利益及び当期(四半期)純利益又は当期純損失(△) (単位：百万円)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) ※ (単位：円)



※当社は、平成30年12月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	22
5 【従業員の状況】	22
第2 【事業の状況】	23
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	23
2 【事業等のリスク】	25
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	30
4 【経営上の重要な契約等】	36
5 【研究開発活動】	36
第3 【設備の状況】	37
1 【設備投資等の概要】	37
2 【主要な設備の状況】	38
3 【設備の新設、除却等の計画】	39

第4	【提出会社の状況】	40
1	【株式等の状況】	40
2	【自己株式の取得等の状況】	49
3	【配当政策】	49
4	【株価の推移】	49
5	【役員の状況】	50
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	52
第5	【経理の状況】	58
1	【連結財務諸表等】	59
2	【財務諸表等】	94
第6	【提出会社の株式事務の概要】	116
第7	【提出会社の参考情報】	117
1	【提出会社の親会社等の情報】	117
2	【その他の参考情報】	117
第四部	【株式公開情報】	118
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	118
第2	【第三者割当等の概況】	119
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	119
2	【取得者の概況】	121
3	【取得者の株式等の移動状況】	124
第3	【株主の状況】	125
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成31年 1月25日
【会社名】	株式会社スマレジ
【英訳名】	Smaregi, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山本 博士
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区本町四丁目 2番12号 東芝大阪ビル 3 F
【電話番号】	06-7777-2405
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 田川 良行
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市中央区本町四丁目 2番12号 東芝大阪ビル 3 F
【電話番号】	06-7777-2405
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部長 田川 良行
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 1,513,850,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 315,100,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 314,415,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の 払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時 における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	1,300,000 (注) 3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成31年1月25日開催の取締役会決議によっております。
- 2 当社は、平成31年1月25日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 3 発行数については、平成31年2月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 4 「第1 募集要項」に記載の募集(以下、「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 5 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成31年1月25日開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 6 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成31年2月20日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(平成31年2月8日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第233条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	1,300,000	1,513,850,000	890,500,000
計(総発行株式)	1,300,000	1,513,850,000	890,500,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,370円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,370円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,781,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成31年2月21日(木) 至 平成31年2月26日(火)	未定 (注) 4	平成31年2月27日(水)

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格の決定に当たり、平成31年2月8日に仮条件を決定する予定であります。
当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成31年2月20日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申告の受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 平成31年2月8日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成31年2月20日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 平成31年1月25日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成31年2月20日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成31年2月28日(木)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
- 7 申込みに先立ち、平成31年2月13日から平成31年2月19日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 船場支店	大阪府大阪市中央区北久宝寺町3-6-1

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	未定	<ol style="list-style-type: none"> 1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成31年2月27日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
計	—	1,300,000	—

- (注) 1 引受株式数は、平成31年2月8日開催予定の取締役会において決定する予定であります。
- 2 上記引受人と発行価格決定日(平成31年2月20日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 3 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,638,520,000	20,000,000	1,618,520,000

- (注) 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,370円)を基礎として算出した見込額であります。平成31年2月8日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 3 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,618,520千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限288,249千円については、①設備資金、②運転資金及び③借入金返済として以下の使途に充当する予定であります。

① 設備資金

- 設備資金の内容及び充当予定時期は、以下のとおりであります。
- ・「スマレジ」のクラウドサービスの機能強化に係るソフトウェアの開発及びサーバー構築の資金として130,069千円(平成32年4月期130,069千円)
 - ・事業拡大のため、「スマレジ4.0」のクラウドサービスに係るソフトウェアの開発の資金として451,440千円(平成32年4月期225,720千円、平成33年4月期225,720千円)
 - ・顧客数の増加に備え、販売・顧客管理強化を目的とした顧客管理システムへの投資資金として104,828千円(平成32年4月期52,414千円、平成33年4月期52,414千円)
 - ・管理業務の効率化を目的とした基幹システムへの投資資金として108,000千円(平成32年4月期54,000千円、平成33年4月期54,000千円)

② 運転資金

運転資金の内容及び充当予定時期は、以下のとおりであります。

- ・今後の事業拡大に伴い、開発部門、営業部門に係る人員増強を予定しており、人材確保のための採用活動費に80,146千円(平成32年4月期39,178千円、平成33年4月期40,967千円)、人件費の増加分に616,496千円(平成32年4月期272,979千円、平成33年4月期343,517千円)
- ・「スマレジ」の新規顧客獲得及び拡大を目指すための広告宣伝費として102,662千円(平成32年4月期102,662千円)

③ 借入金返済

運転資金のために借入れた銀行からの借入金の返済資金として平成32年4月期に96,000千円を充当する予定であります。

残額につきましては、将来における当社の成長に資するための設備投資及び人件費の増加分等の支出に充当する方針であります。当該内容について現時点で具体化している事項はなく、具体的な資金需要が発生し、支払時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。充当時期は未定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成31年2月20日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング 方式	230,000	315,100,000	大阪府富田林市 徳田誠 180,000株 大阪府岸和田市 望月拓也 50,000株
計(総売出株式)	—	230,000	315,100,000	—

- (注) 1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 2 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。
- 3 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 4 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,370円)で算出した見込額であります。
- 5 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 6 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。
- 7 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成31年 2月21日(木) 至 平成31年 2月26日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号 大和証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
- 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成31年2月20日)に決定いたします。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 4 上記引受人と平成31年2月20日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 5 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(平成31年2月28日(木))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング 方式	229,500	314,415,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社 229,500株
計(総売出株式)	—	229,500	314,415,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、平成31年2月28日から平成31年3月28日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における新株式発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,370円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1	自 平成31年 2月21日(木) 至 平成31年 2月26日(火)	100	未定 (注)1	大和証券株式会社及び その委託販売先金融商品 取引業者の本支店及び 営業所	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成31年2月20日)において決定する予定であります。
- 3 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(平成31年2月28日(木))の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 5 大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件(2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社(以下、「主幹事会社」という。)として、平成31年2月28日に東京証券取引所マザーズへ上場される予定であります。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成31年1月25日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 229,500株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	平成31年4月2日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	大阪府大阪市中央区北久宝寺町3-6-1 株式会社りそな銀行 船場支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成31年3月28日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である徳田誠、売出人である望月拓也、当社の株主である山本博士、株式会社山本博士事務所、株式会社徳田、三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合、株式会社MOCCI、株式会社MINATO、湊隆太朗、地引一由、SMBCベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合、海老根智仁、Mistletoe Partners株式会社、株式会社オークファン、坂田拓也、株式会社nomad、株式会社insprout、PLANT BASE株式会社、門脇英晴及び関厚志は、保有する普通株式について、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（平成31年5月28日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等及びその売却価格が本募集等における「第1募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。当社の第一回新株予約権者である徳田誠、山本博士、湊隆太朗、地引一由、川上知己、宮崎龍平、前田利一、坂田秀一、杉本聡介、清水稔文、原幸弘、望月拓也、湯田真仁、大崎徳秀、新田秀幸、石倉玲爾、松下弘樹、竹村大、佐藤圭、梶本裕介、城下未央、梶原由景、清本英昇、山田創介、安井信也及び玉山直季は、保有する第一回新株予約権について、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日（当日を含む）後90日目（平成31年5月28日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社第一回新株予約権及び同新株予約権を行使して取得した普通株式の売却等（ただし、同新株予約権を行使して取得した普通株式の売却価格が本募集等における「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプションにかかわる処分等を除く。）を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第12期	第13期
決算年月		平成29年4月	平成30年4月
売上高	(千円)	938,408	1,393,268
経常利益	(千円)	156,281	302,760
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	115,049	216,605
包括利益	(千円)	114,393	215,900
純資産額	(千円)	282,783	498,683
総資産額	(千円)	619,999	796,254
1株当たり純資産額	(円)	36.78	64.87
1株当たり当期純利益金額	(円)	15.17	28.17
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	45.6	62.6
自己資本利益率	(%)	77.3	55.4
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	139,210	325,384
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△73,169	△137,880
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	165,599	△130,455
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	372,141	429,552
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	55 (—)	66 (—)

- (注) 1 当社は第12期より連結財務諸表を作成しております。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
- 4 株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
- 5 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
- 6 第12期及び第13期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づきEY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- 7 平成30年12月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月
売上高	(千円)	123,760	348,030	607,609	938,404	1,393,268
経常利益	(千円)	5,301	36,618	68,954	170,892	316,514
当期純利益又は 当期純損失(△)	(千円)	△25,248	34,702	2,336	81,170	218,552
資本金	(千円)	10,020	10,020	29,670	106,335	106,335
発行済株式総数	(株)	273	273	68,810	76,880	76,880
純資産額	(千円)	△11,868	22,834	44,820	279,321	497,873
総資産額	(千円)	47,232	98,466	292,930	616,370	795,444
1株当たり純資産額	(円)	△179.64	345.63	651.37	36.33	64.76
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額(△)	(円)	△741.89	525.26	34.65	10.70	28.43
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	△25.1	23.2	15.3	45.3	62.6
自己資本利益率	(%)	—	632.9	6.9	50.1	56.2
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	18 (—)	21 (—)	36 (—)	54 (—)	66 (—)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第10期、第11期、第12期及び第13期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また第9期は1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。
- 4 第9期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 5 株価収益率については、当社株式が非上場であるため、記載しておりません。
- 6 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
- 7 第9期、第10期及び第11期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年財務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査は受けておりません。
- 8 第12期及び第13期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- 9 平成27年10月30日付で1株につき242株の株式分割を行いました。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算定しております。また、平成30年12月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 10 当社は、平成30年12月1日付で1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第11期以前の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成30年4月
1株当たり純資産額 (円)	△1.80	3.46	6.51	36.33	64.76
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△7.42	5.25	0.35	10.70	28.43
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、平成17年5月に本社を大阪府大阪市西区において、ホームページ等の制作会社である有限会社ジェネフィックス・デザインを設立し、平成23年11月大阪府大阪市中央区に本社を移転しました。その後、100%出資子会社である株式会社プラグラムが開発したクラウド型POSレジ「スマレジ」が、当社製品名として知名度が高かったことから、平成28年11月付けで当社商号として採用し、現在に至っております。

年月	事項
平成17年5月	大阪府大阪市西区南堀江において、有限会社ジェネフィックス・デザイン(代表取締役徳田誠)を設立(資本金3百万円)
平成22年12月	当社システム開発部門を切り分け、100%出資子会社の株式会社プラグラム(代表取締役社長山本博士)を設立
平成23年8月	販売の強化のため、営業拠点として東京都大田区に東京オフィスを開設
平成23年9月	クラウド型POSレジ「スマレジ」リリース
平成23年11月	企業規模拡大のため人員増員と共に、本社を大阪市中央区平野町に移転
平成24年6月	スマレジ販売の強化のため、東京オフィスを東京都渋谷区恵比寿に移転
平成24年11月	飲食店向けオーダーエントリーシステム「スマレジ・ウェイター」をリリース
平成25年4月	店舗用品専門の通販サイト「STORE STORE」を公開し、通販事業開始
平成25年8月	有限会社ジェネフィックス・デザインを株式会社ジェネフィックス・デザインに組織変更
平成25年12月	経営の効率化を目的として、子会社である株式会社プラグラムを吸収合併
平成25年12月	株式会社ジェネフィックス・デザインを株式会社プラグラムに商号変更
平成25年12月	今後の事業展開のため、資本金を10百万円に増資
平成26年1月	クラウド型勤怠管理システム「スマレジ・タイムカード」をリリース
平成26年3月	ウェブデザイン生成システム特許取得(特許第5632430号)
平成26年6月	東京オフィスを東京都渋谷区千駄ヶ谷に移転
平成26年7月	「スマレジ」のメジャー・バージョンアップを実施し、「スマレジ2」をリリース
平成27年3月	米国でのクラウドサービス事業拡大のため、PLUGRAM USA, Inc. を設立
平成27年4月	スマレジの更なるサービス向上にむけて、ウェブ制作、システム開発などの受託事業をクローズし、クラウドサービス事業に一本化
平成27年11月	決済事業の強化のため、QRコードを使った決済を事業とする株式会社ブルーを株式交換により100%子会社として取得し、資本金を29百万円に増資
平成28年3月	スマレジ東京ショールームを増床し、東京オフィス分室を開設
平成28年6月	三菱UFJキャピタル株式会社、SMBCベンチャーキャピタル株式会社を引受先とした第三者割当増資を実施し、資本金を106百万円に増資
平成28年7月	スマレジ販売の強化のため、東京オフィスを東京都渋谷区恵比寿に移転
平成28年11月	当社商号を株式会社スマレジに変更
平成29年4月	経営の効率化を目的として、子会社である株式会社ブルーを吸収合併
平成29年5月	営業基盤の拡充を目的として、名古屋ショールーム及び横浜ショールームを開設
平成29年7月	「スマレジ」のメジャー・バージョンアップを実施し、「スマレジ3」をリリース
平成30年5月	PLUGRAM USA, Inc. を清算
平成30年6月	スマレジ販売の強化のため、大阪本社を大阪市中央区本町に移転
平成30年6月	株式会社ぐるなびを引受先とした第三者割当増資を実施し、資本金を131百万円に増資

3 【事業の内容】

当社は、飲食店や小売店が販売情報の管理・分析を行うために使用するクラウド型POSレジ「スマレジ」をはじめ、企業が経営管理に必要な情報の管理・分析を行うためのクラウドシステムを提供しております。また、上記クラウドサービスでユーザーが使用するタブレット、レシートプリンター等のレジ周辺機器等の販売を行っております。当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、①各クラウドサービスの提供により月額利用料を徴収する「クラウドサービス月額利用料等」と、②上記のクラウドサービスでユーザーが利用するレジ周辺機器等の販売を行う「クラウドサービス関連機器販売等」にサービスを区分して記載しております。

(1) サービスの内容

① クラウドサービス月額利用料等

当社が提供するクラウドサービスは以下のとおりです。

a 「スマレジ」

アパレルショップ等の小売店や飲食店等を主なユーザーとするクラウド型POSレジ「スマレジ」の提供がクラウドサービス事業の主たる事業内容となります。「スマレジ」は、クラウドを通してサービスを提供しているため、インターネット経由でどこからでもデータにアクセスすることができ、リアルタイムの売上情報、売上分析、商品情報など、店舗にまつわる情報をいつでも把握することが可能であります。

料金体系については、主にBtoBを対象とするフリーミアム(注1)を採用しております。通常販売、値引・割引販売等のレジ機能を搭載した無料の「スタンダードプラン」を始め、ユーザーが必要とする機能に応じて4つの有料プランを選択できること、導入後もユーザーのニーズに合わせたプラン変更が可能な点が特徴となっております。

「スマレジ」プラン及び料金

プラン名	料金	概要
スタンダード	1店舗のみ/ 月額無料	基本的なPOSレジ機能(※1)を備えた、気軽に使える無料プラン。免税販売、軽減税率販売にも対応。
プレミアム	1店舗につき/ 月額4,000円	複数の店舗でご利用頂けるプラン。売上データを一括管理。役割・役職別の権限設定可能。
プレミアムプラス	1店舗につき/ 月額7,000円	顧客管理、ポイント管理、電話サポートのついた上位プラン。日別、商品別、客層など分析項目が多く、多角的な売上分析が可能。
フードビジネス	1店舗につき/ 月額10,000円	オーダーエントリーシステム(※2)を加えた飲食店向けフル機能プラン。「スマレジ・ウェイター」と「スマレジ」のセットプラン。飲食店の注文入力からテーブル管理、お会計、売上分析まで、全てシームレスに利用可能。
リテールビジネス	1店舗につき/ 月額12,000円	小売、アパレル向けの、高度な在庫管理が可能なフル機能プラン。プレミアムプラスの機能に加えて、在庫変動履歴、棚卸、店舗間在庫移動機能、発注・入荷・出荷機能などの機能が充実しており、自由自在な在庫管理を実現。

※1 基本的なPOSレジ機能は、販売(免税販売対応)、レシート印刷、点検・精算、取引履歴管理、商品在庫管理、締め処理(日次・月次)、目標予算管理、売上分析、カスタマーディスプレイ機能等であります。

※2 オーダーエントリーシステムとは、メニュー管理、注文入力、テーブル管理などが行えるシステムです。いつでもどこからでもお店のテーブル状況や注文状況、売上明細情報をリアルタイムに確認することができます。

国内においてPOSレジシステムを提供している企業は当社以外にも複数ありますが、当社は、通常のレジ機能に加えて営業が収集した現場のニーズや、カスタマーサポートが収集したユーザーの要望を基に、素早く開発部門へフィードバックを行い、随時新機能を追加しており、適切なユーザビリティを追求したサービスの提供に主眼を置いております。「スマレジ」の解約率(注2)は0.82%となっており、ユーザーの要望を満たし、利便性を高めることで継続契約を維持しております。新規契約が翌年度以降の売上拡大に貢献し、継続契約が蓄積することで収益が安定する、安定性と成長性を両立するサブスクリプション型ビジネスとなっております。

平成31年10月1日から施行される消費税増税に伴う消費税の軽減税率制度の導入により、事業者は必要に応じて、軽減税率に対応したレジの導入、もしくは既存のレジの改修を行う必要があります。当社では、軽減税率制度導入後も継続してユーザーに「スマレジ」を利用して頂くため、軽減税率に対応した機能を実装しております。

また会計システム、飲食店向けシステム、各種クレジットカード決済をはじめとする様々な企業との外部連携に対応し、その利便性を追求しております。

平成29年7月に実施した「スマレジVER3.0」のメジャーバージョンアップでは、利用者アカウント別による権限設定を行い、管理者によるログイン履歴の確認や管理画面での登録・更新・ダウンロード等の操作ログ履歴の確認等の機能を実装することでセキュリティの向上を実現し、「スマレジ」は今まで以上に安心・安全なサービスとなりました。クラウドPOSのセキュリティに不安を感じていた企業にとっては、本バージョンアップによるセキュリティ強化が、「スマレジ」導入要因のひとつとなっています。

当社のデータベースは、Amazon社の提供するAWS(アマゾンウェブサービス)にて一括管理をした上で、当社が独自で99.95%を保証するサービス品質保証制度(SLA)(注3)を導入し、高い可用性と耐久性の枠組みの中で、より安定したサービスの提供を継続しております。

販売戦略としては、販売パートナーとの協業体制の強化や、新規パートナーの獲得に取り組み、新たな企業とのタッチポイントが増えており、これらの活動が多店舗展開をしている企業での導入を牽引し、登録店舗数や累積取扱高の伸長につながっていると考えております。他社が提供する基幹システムや会計システム等のさまざまなサービスとの連携や、スマレジAPI(注4)を使った連携もスタートし、すでに導入済みのシステムを変更することなく、シームレスに当社システムを利用することができるため、基幹システムや会計システムを利用するような大手企業も「スマレジ」を導入しやすくなりました。当社では、複数店舗管理や店舗間の在庫管理を多額の導入コスト及び運用コストをかけずに導入したい等のニーズを有する中規模事業者をメインターゲットとして考えておりますが、上記のシステム連携等により、企業規模に関わらず、「スマレジ」をご利用いただくことが可能となっており、実際に1店舗を運営する事業者から100店舗以上を運営する事業者まで幅広いお客様にご利用いただいております。

また、観光庁の「訪日外国人消費動向調査」によると、平成29年の訪日外国人観光客の人数は2,869万人、外国人旅行者による消費総額は4兆4,162億円を超えています。年々過去最高額を更新しているインバウンド消費も、「スマレジ」の累積取扱高を押し上げている一要因と考えられ、店頭での免税書類作成という煩雑な作業をサポートする「免税機能」も、「スマレジ」導入要因のひとつとなっています。

販売戦略や消費動向の後押しもあり、平成30年10月には「スマレジ」の登録店舗数は58,000店を突破しました。

また、平成30年10月末時点でのアクティブ店舗数は、無料プランで3,267店舗、有料プランで8,459店舗となっております。アクティブ店舗とは、「スマレジ」のレジ機能で1か月の間に商取引の記録を行った場合にアクティブ店舗と判断しております。よって、在庫管理やその他の機能などを利用していても、商取引の記録が無い場合は、アクティブ店舗にカウントされません。

なお、「スマレジ」の登録店舗数、アクティブ店舗数及び累積取扱高の推移は以下のとおりであります。
登録店舗数の推移

	平成28年 4 月	平成29年 4 月	平成30年 4 月	平成30年10月
スタンダード	15,659	30,381	44,113	49,971
プレミアム	375	764	1,257	1,464
プレミアムプラス	1,013	1,400	1,977	2,453
フードビジネス	475	845	1,332	1,644
リテールビジネス	1,416	2,223	2,934	3,298
フード&リテール	9	33	41	47
店舗合計	18,947	35,646	51,654	58,877

※スタンダードは無料プランとなっております。それ以外は有料プランとなっております、プラン毎にサービス内容が異なります。また店舗数の定義は、有料プラン無料プランに関わらず、実際に「スマレジ」でサインアップを行い、登録された店舗数です。お客様1社が複数の店舗を保有されている場合は、その店舗数分カウントされます。

アクティブ店舗数（プラン別登録店舗数に対するアクティブ店舗数の比率(%)）の推移

	平成28年 4 月	平成29年 4 月	平成30年 4 月	平成30年10月
スタンダード	1,112 (7.1)	2,151 (7.1)	3,001 (6.8)	3,267 (6.5)
プレミアム	340 (90.7)	712 (93.2)	1,178 (93.7)	1,373 (93.8)
プレミアムプラス	928 (91.6)	1,305 (93.2)	1,850 (93.6)	2,317 (94.5)
フードビジネス	454 (95.6)	779 (92.2)	1,265 (95.0)	1,561 (95.0)
リテールビジネス	1,349 (95.3)	2,116 (95.2)	2,839 (96.8)	3,165 (96.0)
フード&リテール	9 (100.0)	32 (97.0)	36 (87.8)	43 (91.5)
アクティブ 店舗合計	4,192 (22.1)	7,095 (19.9)	10,169 (19.7)	11,726 (19.9)

累積取扱高の推移

	平成28年 4 月	平成29年 4 月	平成30年 4 月	平成30年10月
累積取扱高 (百万円)	269,289	569,857	1,071,316	1,332,136

※累積取扱高とは、クラウド型POSレジ「スマレジ」のサービス開始以降、ユーザーが「スマレジ」を使って販売した商品やサービスの金額の合計をいいます。

なお、当該クラウド型POSレジに付随して、当社で独自に開発した勤怠管理システムの「スマレジ・タイムカード」や、飲食店向けオーダーエントリーシステム「スマレジ・ウェイター」のサービスも提供しております。

b 「スマレジ・タイムカード」

スマートフォンやタブレットのカメラを利用した簡易認証つきクラウド型勤怠管理システムです。「スマレジ」の基本アーキテクチャである「スマートフォンアプリとクラウドの組み合わせ」を採用することで、開発コストを低く抑えながら、本格的な勤怠管理の使用に耐える機能と操作性を有するサービスとなっております。

こちらの料金体系もフリーミアムを導入しています。タイムカードを打刻し、出勤簿を作成する機能は無料でご提供し、シフト作成や給与計算など高度な管理機能を行う箇所のみ有料オプションとなっております。これにより、大多数のユーザーには無料でご利用いただきながらも、上位機能へのアップグレードも手軽に行えるサービスとなっております。

c 「スマレジ給与計算」

「スマレジ・タイムカード」の勤怠記録をもとに自動で給与を算出するサービスです。

複雑な賃金体系や各種保険・税金の計算にも柔軟に対応し、職場に応じた給与体系を設定するだけで、独自の手当や控除も自由に設定することができます。

「スマレジ」や「スマレジ・タイムカード」と連携することで、「スマレジ」のすべてのサービスをシームレスに利用可能です。

d 「スマレジ・ウェイター」

スマートフォンやタブレットを用いた飲食店向けオーダーエントリーシステムです。

飲食店のオーダーエントリー業務に必要な機能を完備しつつ、汎用コンピューターの利用により専用端末を用いた従来型のオーダーエントリーシステムに比べて低価格を実現しています。

「スマレジ」の営業展開を行うなかで、多数のユーザーからリクエストをいただき、開発がスタートしました。クラウドサーバーを利用することによって、ユーザーはインターネット環境さえあればいつでもどこでもお店の状況をリアルタイムで把握することができ、迅速な経営判断に役立てることができます。

また、来店客の持つスマートフォンがそのまま注文端末になる「セルフオーダー」機能も備えています。来店客の注文時の煩わしさを改善でき、店舗側はセルフオーダーの仕組みを取り入れられるという、相互にメリットのある機能となっております。

なお、店舗内サーバー「ウェイターBOX」を設置すれば、万が一、インターネットが断線した場合も、従来通りオーダーをとって営業を行うことが可能となっております。ウェイターBOXに蓄積された注文データは、インターネット接続が回復すれば、自動でクラウドに同期されます。

(注1)フリーミアム

基本的なサービスや製品は無料で提供し、さらに高度な機能や特別な機能については料金を課金する仕組みのビジネスモデルをいいます。

(注2)解約率

MRRチャーンレート（2016年5月から2018年10月までの30か月平均）を記載。MRRチャーンレートとは、当月失った月次収益を先月末時点の月次収益で除すことで計算される実質解約率です。

(注3)サービス品質保証制度(SLA)

「Service Level Agreement」の略で、ITサービスの提供者と委託者との間で、ITサービスの契約を締結する際に、提供するサービスの範囲・内容及び前提となる諸事項を踏まえた上で、サービスの品質に対するサービス・レベルを両者の合意に基づいて規定するとともに、合意内容が適正に実現されるための運営ルールを定めたものとなっております。

(注4)スマレジAPI

「スマレジ」の機能やデータを他のシステムから呼び出して使用するための、プログラミングのインターフェースのことで、スマレジAPIを利用することで、「スマレジ」の売上データを外部の会計システムに反映したり、「スマレジ」の顧客データを外部のシステムで呼び出して、マーケティング用データとして使用できるようにする等自由なカスタマイズが可能になります。

② クラウドサービス関連機器販売等

クラウドサービスに付随して、飲食店や小売店で「スマレジ」を利用する際に使用するタブレットやレシートプリンター等のレジ周辺機器及びレシートロール紙等の消耗品の販売を行っております。レジならではの初期導入費用が発生することで、月額利用料以外の収入源を確保しております。さらに、機器の販売だけでなく、初期セットアップやトレーニング、商品データの移行・登録代行、在庫管理導入サポートなどのサービスも有償で提供しております。

また、レジ周辺機器をはじめとする店舗用品を取り扱うECサイト「STORE STORE」の運営を行っております。

上記①②以外に、顧客から要望があった場合、有償で個別カスタマイズ等を行っております。

(2) 販売チャネル

① クラウドサービス月額利用料等

当社は、当社ショールーム(東京、横浜、名古屋、大阪)に所属するスタッフ及びホームページによるクラウドサービスの販売を行っております。当社ショールームでは、当社スタッフによるサービスの説明に加えて、当社サービスを実際に体験頂くことが可能です。

また、当社では以下の販売パートナー制度を導入しております。

a) 取次店パートナー

取次店パートナーは、当社へユーザーの紹介を行い、当社がユーザーと契約を行います。

b) 代理店パートナー

代理店パートナーは、ユーザーに提案活動を行い、当社とユーザーの契約を代行します。

c) 販売店パートナー

販売店パートナーは、当社が提供するクラウドサービス及びレジ周辺機器等をユーザーに販売します。

d) FCパートナー

FCパートナーは、当社ショールームと同等の商談ルーム及び展示機器を準備し、当社が提供するクラウドサービス及びレジ周辺機器等をユーザーに販売します。現在、FCパートナーにより福岡ショールームの運営が行われております。

上記に加え、オンラインでアカウントを作成することで、当社や販売パートナーのスタッフとの商談を経ることなく、利用を開始することが可能です。

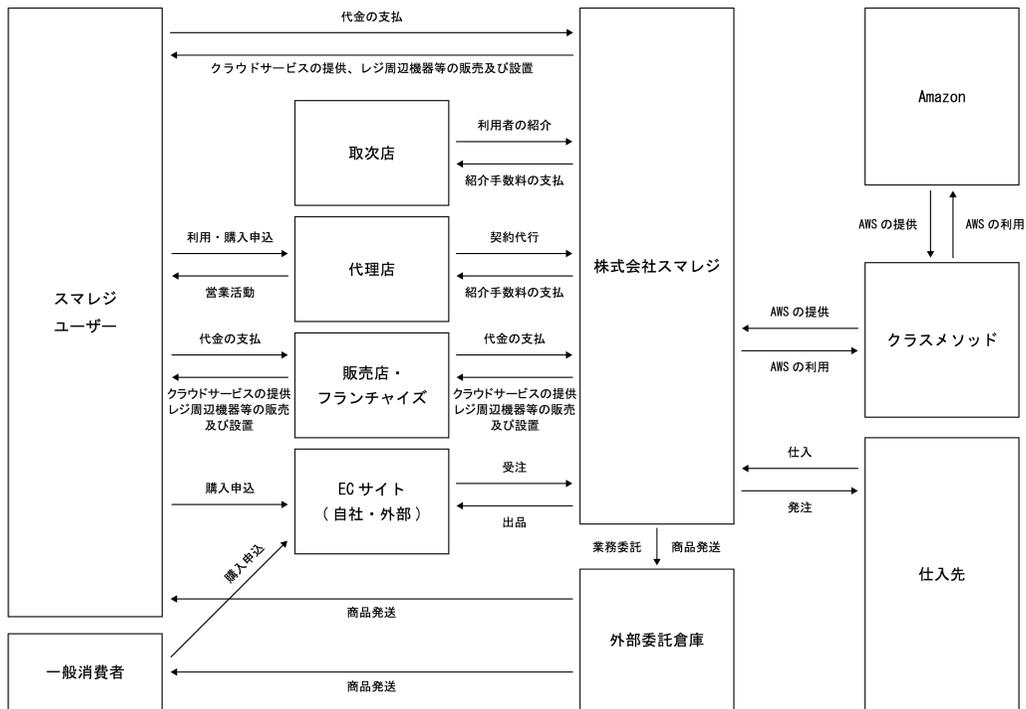
② クラウドサービス関連機器販売等

当社は、当社ショールームで申し込みをされたユーザーに対して、クラウドサービスでユーザーが利用するレジ周辺機器の販売を行っております。また、「スマレジ」のマイページにおいて、ユーザーに対し、消耗品であるレシートロールの販売を行っております。

また、当社は、レジ周辺機器をはじめとする店舗用品の販売を行うECサイト「STORE STORE」を運営しており、こちらでは、ECサイトを訪問した消費者に対して、販売を行っております。

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) PLUGRAM USA, Inc.	米国 カリフォルニア州	651千米ドル	クラウドサービス 事業	100.0	役員の兼任1名

(注) PLUGRAM USA, Inc.につきましては、平成29年11月2日開催の臨時取締役会において会社解散の決議を行い、平成30年5月2日に清算が終了しております。

5 【従業員の状況】

当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載はしていません。

(1) 連結会社の状況

連結子会社のPLUGRAM USA, Inc.につきましては、平成29年11月2日開催の臨時取締役会において会社解散の決議を行い、平成30年5月2日に清算が終了したことにより、最近日現在において連結子会社が存在しないため、該当事項はありません。

(2) 提出会社の状況

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平成30年12月31日現在
			平均年間給与(千円)
79	32.0	2.5	4,045

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、重要性が乏しいため、記載していません。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 最近日までの1年間において従業員数が11名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。当社はユーザーの嗜好をとらえ、他社との競合において比較優位に立ち、持続的に成長するため、以下の内容を対処すべき課題としてとらえ、その対応に取り組んでまいります。

(1) 会社の経営の方針

当社は、「いい未来をつくる。」を企業理念としており、単純に「未来」とするのではなく「いい未来」とすることで“誠実さ”や“社会的責任”を表現しました。ここで言う「いい未来」とは、お客様、株主、経営陣、従業員、そしてその家族など、企業活動に関わるすべての人のための「いい未来」を意味しています。「つくる」ということには、“積極性”や“情熱”を表現しており、未来を創造するのは自分たち一人ひとりであると自覚する姿勢を表しています。当社の企業活動が、人間にとって明るくより良い未来につながることを理念としています。

また「インターネットとテクノロジーを駆使して、お客さまに新しい「価値」を創造・提供し続ける。」を経営理念としております。

(2) 目標とする経営指標

当社は、成長性と収益性を重視しており、成長性については売上高の対前期増加率、収益性については売上高営業利益率を重要な経営指標としております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社はクラウドサービス事業を展開しており、お客様のICT利用を促進し、企業活動を下支えすることを念頭においており、中長期的に下記事項に貢献することを目標としております。

① 当社は「スマレジ」サービス開始からの蓄積した売上データを保有しておりますので、販売分析やお客様動向分析等に活用し、経済成長に貢献致します。

② クラウド型POSレジ「スマレジ」を活用し、各種決済サービスとの連携により、決済手段の充実を行い、日本のキャッシュレス化を促進し、海外の決済サービスとも連携を行うことにより、国境を越えた経済成長に貢献致します。

③ 現在当社では自社開発した販売管理システム等を社内で活用しておりますが、当該業務システム等を企業様向けにも提供し、ICT利用の促進に貢献致します。

今後も小売店・飲食店等に革新的なサービスを提供し続け、クラウドサービス事業におけるプラットフォーム・ビジネスのトップ企業を目指します。

(4) 経営環境及び対処すべき課題

① お客様のニーズに応える技術力・サービスの強化

「スマレジ」のユーザーは毎年増加を続けており、登録店舗数も58,000店舗を突破し、益々の成長を続けております。ユーザーの潜在的ニーズやユーザーが当社サービスを使用して生じた新たなニーズを抽出し、これらのニーズを充たすべき当社サービスの機能を反映させていくことが当社の強みであり、競合他社との差別化の要因となっております。ユーザーのニーズを迅速かつ的確に抽出できるようユーザーの意見を取り入れる機会を増加させ、当社サービスの機能に適時に反映できるように、当社の技術力の強化に努めてまいります。

② コンプライアンス体制の強化

近年、企業活動においては高い倫理観が求められており、コンプライアンス上の問題は経営基盤に重大な影響を及ぼすものであると考えております。お客様や社会からの信頼性向上のため、今後もコンプライアンス体制の強化を図っていく方針であります。

③ 組織力の強化

職務分掌の明確化や、新たな管理職の登用及び各部署の増員も行い、組織体制も整ってきておりますが、お客様の要望にお応えするためのより一層の技術力の向上や、「スマレジ」のバージョンアップ等、事業の拡大と企業の成長スピードに耐えうる組織の構築を目指し、組織力の強化に努めてまいります。

④ 技術者(ソフトウェアエンジニア)の確保について

当社のシステムの安定稼働のためには、日常的なメンテナンス、社内でのテスト運用が必要となっております。それらを運用する優秀な技術者を確保し続けることは、ユーザーに安定的且つ使いやすいサービスを提供するためには、必要不可欠と認識しております。また、継続的な機能追加及びバージョンアップや、関連する新規サービスの開発にかかる技術者の確保も必要です。国内での技術者確保に加え、海外でも技術者を確保すべく、海外企業へのソフトウェア開発の外注といったオフショアを活用する等継続して、当社ビジネスの根幹でもある技術者の確保に努めてまいります。

また、今後、日本の労働者人口が減少していくと考えられるなかで、技術者もまた減少することが考えられます。魅力的な労働環境や技術者を増やすための啓蒙活動を通して、当社のみならず、技術者全体の数の増加及び優れた技術者の育成にも注力してまいります。

⑤ レジ機能のみに偏らない今後の当社サービスの拡充について

現在、当社では、ユーザーのニーズに基づき、「スマレジ」の定期的なバージョンアップを行い、その利便性や安全性を高めてまいりましたが、当社の人的リソースに限界があるため、「スマレジ」の機能に反映ができていないユーザーのニーズが存在します。

そこで、「スマレジ」は、「スマレジ」VER4.0として、当社以外のサードパーティー(第三者である法人若しくは個人事業主等)にもスマレジAPIを公開し、従来社内のみで行って参りました「スマレジ」の機能拡充等をサードパーティーにも可能とさせる予定であります。サードパーティーが開発した「スマレジ」の関連サービスや追加機能は「スマレジ・マーケットプレイス」で販売可能とする予定であり、ユーザーは、必要に応じて、サードパーティーが開発した関連サービスや追加機能を購入することにより、利便性の向上を図ることができると考えております。関連サービスや追加機能の拡充により、ユーザー数の拡大、知名度の向上等様々なメリットが生じると見込んでおります。

今後「スマレジ」はレジ機能のみではなく、サードパーティーによるレジ機能の開発やユーザーのニーズに合った販売データの分析機能を備える「トランザクションプラットフォーム」を目指してゆきます。

2 【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスク要因について次のとおり記載しております。また、必ずしも以下に記載するリスク要因に該当しない事項につきましても、投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から、以下に記載しております。当社におきましては、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び万が一発生した場合の迅速な対処に努める方針ではありますが、当社の株式に関する投資判断は、本項並びに本書における本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業内容に関するリスクについて

① Apple Inc. との関係について

当社が運営するクラウド型POSレジ「スマレジ」におけるレジ機能は、Apple Inc. が展開するiOS(アイオーエス)上で稼働するアプリであり、本書提出日現在当該アプリはiOS上でのみ動作いたします。現在、日本国内でのiOS端末のシェアはスマートフォン及びタブレット双方において上位に位置しておりますが、iOSを採用するタブレット等のシェアが下落した場合は当社の事業及び業績に影響を及ぼす恐れがあります。

また、クラウドサービス事業の基本となるアプリについては、Apple Inc. の規定の審査プロセスを通過してその配信を行っておりますが、プラットフォーム事業者であるApple Inc. の事業戦略の転換並びに動向によっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 販売代理店等との取引関係について

当社は、当社の「スマレジ」のユーザー確保及び事業拡大を図るに当たって、国内の企業を当社の「スマレジ」の販売代理店として販売代理契約を締結し、販売促進に向けた協業を行っております。販売代理店には、取次店、代理店、販売店及びフランチャイズの4種類が存在しており、本書提出日現在での販売代理店数は145社となっております。

販売代理店と当社との関係は良好であります。今後取引の継続が困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定の仕入先への依存に係るリスク

当社は、キャッシュドロー、レシートプリンターなどのレジ周辺機器を日本ブリメックス株式会社より仕入れており、同社の仕入高に占める割合は当事業年度において57%となっております。当社は今後も緊密な情報交換と連携に努めながら良好な関係を保ちつつ取引を行ってまいります。将来的に同社との取引関係において変化が生じた場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 物流業務の外部委託について

当社は、商品の保管、入出庫等に係る業務を株式会社マキシマム・アンド・アドバンテージへ委託しております。同社とは通信回線にてデータの授受を行っており、何らかのシステム障害にて通信回線が不能となった場合、入出荷業務に影響を及ぼす可能性があります。また地震やその他不可抗力等、仮に何らかの理由により当社からのサービスの提供の中断・停止が生じた場合、または同社との基本契約が終了し、もしくは変更され、当社がこれに適切な対応ができない場合等には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 在庫リスクについて

当社は、市場動向を注視し、顧客需要の変動に合わせた商品の仕入を行っており、急激な変動への対応を行うとともに余剰在庫の発生を抑制するよう努めております。経済状況や市場動向の急激な変化により、需要が予想を大幅に下回る事態となった場合には、在庫が余剰となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 売掛金回収リスクについて

当社は、取引先各社との売掛取引に際しては、十分な与信管理の下で販売を行っておりますが、予期せぬ取引先の倒産等により貸倒れが発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は提供するサービスに係る利用料金について、クレジットカード決済及び銀行口座振替を利用できるようになっており、一部の決済代行会社に売掛金残高が集中する傾向があります。したがって、相手先のシステム不良等、何らかの事情によりサービス利用料金の決済に支障が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 技術革新及び新規サービスへの対応

クラウドサービス事業では、「スマレジ」の既存機能の向上や追加及びユーザーのニーズに合わせた継続的な商品開発を行っておりますが、技術革新や他社における既存のサービスを上回る新規サービスの出現があり、それらに対応若しくは差別化を図ることが困難な場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ インターネット広告に伴う検索エンジンに係るリスク

当社は主に、ウェブサイトを中心に集客活動(アカウント作成、問い合わせ、ショールーム予約等)を行っており、SEO対策(検索エンジン対策)やインターネット広告によりウェブサイトへの来訪者を増やすよう努めております。現在当社のSEO対策が功を奏しておりますが、検索エンジンやインターネット広告事業者等の何らかの問題により、検索結果順位の低下等が発生した場合や、インターネット広告による費用対効果が悪化した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 軽減税率対策補助金について

政府による軽減税率対策補助金事業において、当社は指定サービスベンダーとして指定されており、当社が提供する一部のサービス(セットアップ、トレーニング等)及びレジ周辺機器についても補助金の交付対象として登録されております。現時点において、当社は、同事業の遂行に不適当な行為を行う等の指定サービスベンダーの指定取り消し要件に抵触する事実はないと認識しておりますが、今後、何らかの理由により抵触した場合には、指定の取り消し及び社名の公表を行われる可能性があります、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、同事業は2019年9月30日に終了する予定となっておりますが、制度の終了は、複数税率対応レジ導入の駆け込み需要の可能性がある一方、その後は反動減を招く懸念があります。当社では、同制度の終了が当社の財政状態及び経営成績に与える影響は軽微(平成31年4月期の平成30年5月から10月の間で、クラウドサービス関連機器販売等 36,257千円)と考えておりますが、駆け込み需要の反動減及び同制度の終了によるユーザーの購買意欲の減退が当社の想定を大きく上回った場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 「スマレジ」VER4.0の開発に伴うリスク

「スマレジ」VER4.0については、数億円単位の開発コスト及び認知広告費用等を要すると見込んでおり、当該資金の支出及び当初想定していた費用以外の追加コストが発生した場合、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。また、想定通りに資金を支出したとしても、開発が遅延する可能性や、計画通りの効果があげられない可能性があります。さらに、スマレジAPIをサードパーティーに開放することから、当該サードパーティーの開発するサービスは「スマレジ」の根幹に関わるシステムには影響を及ぼさない予定ではあるものの、当社の想定しない障害及び情報流出等が生じた場合、又は、当該サードパーティーとの何らかの契約関係等に伴う係争が生じた場合、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業環境に関するリスク

① インターネット関連市場について

当社のクラウドサービス事業は、インターネットを介して商品を販売し、また「スマレジ」自体がインターネットの活用を前提としていることから、ブロードバンド環境の普及によりインターネット利用環境が今後も拡大していくことが事業展開の基本条件であると考えております。

今後モバイルとPCの両面でより安価で快適にインターネットを利用できる環境が整い、情報通信や商業利用を含むインターネット関連市場は拡大するものと見込んでおりますが、仮に新たな法的規制の導入、技術革新の遅れ、利用料金の改訂を含む通信事業者の動向など、予期せぬ要因によりインターネット関連市場の発展が阻害される場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 景気変動・顧客動向に関するリスク

当社は様々な業界にクラウドサービスの提供及びレジ周辺機器等の販売を行っておりますが、景気の変動により、顧客企業の倒産、新規出店の減少や店舗の閉鎖、また、インターネット関連市場の拡大に伴い、顧客の動向が変化し小売店等の衰退が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 他社との競合について

当社は、クラウドサービス事業を主たる事業として展開しておりますが、当該分野においては参入障壁が低く、多くの企業が事業展開をしております。当社は、適切なユーザビリティを追求したサービスの提供、ユーザーの要望や常に最適な利用目的を適えるための機能の改善や追加、更にはカスタマーサポートの充実等に取り組み、競争力の向上を図っております。

しかしながら、当社と同様のサービスを提供する他社との競争激化や、十分な差別化を図れなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) システムに関するリスクについて

① クラウドによるサービスの提供について

当社は、サービス及びそれを支えるシステム、並びにインターネット接続環境の安定した稼働が、事業運営の前提であると認識しております。

当社の提供する「スマレジ」は、外部クラウドサーバー(Amazon Web Services、以下「AWS」という。)にてユーザーの企業情報及び個人情報をはじめとする情報や、「スマレジ」に関するシステムの全てを一括で管理することによってサービスを提供しており、AWSの安定的な稼働が当社の業務遂行上必要不可欠な事項となっております。そのため、当社ではAWSが継続的に稼働しているかを監視するために、当該監視業務を外部委託しており、障害が発生した場合には当社の役職員に連絡が入り、早急に復旧するための体制を整えております。

また、AWSは、世界中に点在する複数の地理的リージョン(注1)及びアベイラビリティゾーン(注2)で運用されており、FISC安全対策基準(注3)を満たす安全性を備えております。さらに、社内では「スマレジ」システムの操作権限者の制限、ウィルス対策等、様々な危機対策を講じて運用を行っております。

しかしながら、AWSの不備や人為的な破壊行為、役職員の過誤、自然災害等、当社の想定していない事象の発生によるサービスの停止により収益機会の逸失等を招く恐れがあります。

このような事態が発生した場合には当社が社会的信用を失うこと等が想定され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② AWSの契約について

前述のAWSは、AWSのコンサルティングパートナーであるクラスメソッド株式会社との契約により、利用をしておりますが、何らかの理由により、同社との利用に関する契約の解消や、契約内容の重大な部分に変更があり、「スマレジ」の提供に困難が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 品質管理

「スマレジ」の提供にあたっては、自社サービスの提供のほか、他社システムとの連携によって業績及び認知の向上を図っております。システムの安定稼働のため、社内でのテスト運用をはじめとする品質管理を行っており、運用の安全性を確保していますが、万が一、想定していない範囲での作動により、「スマレジ」の稼働に問題を生じた場合や、他社システムとの連携に支障が生じた場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制及び知的財産等に関するリスクについて

① 法的規制等について

クラウドサービス事業は、電気通信事業法及び個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます)等の規制を受けております。当社では、顧問弁護士等を通じて新たな規制の情報を直ちに入手し対応するための体制を整えておりますが、今後、新たに当社のクラウドサービス事業に関する規制等の制定等又は改正が実施された場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 知的財産について

当社による第三者の知的財産権侵害の可能性については、専門家と連携を取り可能な範囲で調査対応を行っておりますが、当社の事業に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社が認識せずに他社の知的財産等を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、損害賠償請求や使用差止請求等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は特許権、商標権等の知的財産権を所有しており、第三者から侵害されないよう保護に努めておりますが、第三者による当社の権利に対する侵害等により、企業・ブランドイメージの低下、商品開発への悪影響等を招いた場合や、その対応のために多額の費用が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報管理体制について

当社は、提供するサービスに関連して多数の顧客企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するため情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しております。また、当社は平成30年11月にプライバシーマークを取得しており、従業員への教育、アクセス権限の設定、アクセスログの管理等、情報漏洩のリスクの回避を図っております。このような対策にもかかわらず重要な情報資産が外部に漏洩した場合には、当社の社会的信用の失墜、損害賠償請求の発生等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) 事業体制について

① 特定人物への依存について

当社の代表取締役山本博士は、クラウドサービス事業開始以来当社の事業推進において重要な役割を担ってまいりました。同氏は、プログラミングの経験からインターネットサービスの企画運用に至るまで豊富な経験と知識を有しております。当社代表取締役社長就任後は、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。当社では、取締役会等において役員及び社員への情報共有や権限移譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保・育成について

当社は、当社の持続的な成長のために、継続的に優秀な人材を確保することが必須であると認識しております。当社の競争力向上にあたっては、それぞれの部門について高い専門性を有する人材が要求されることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を確保し、人材育成に積極的に努めていく方針であります。また当社は、優秀な技術者を確保することがビジネスにおける重要課題であり、海外企業へのソフトウェア開発の外注といったオフショア等も視野に入れながら人員の確保に努めております。しかしながら、優秀な人材の確保が困難となった場合や人材育成が計画通りに進まなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 内部管理体制について

当社は、未だ成長途上にあると考えており、今後の事業及び経営成績を予測する上で必要な経験等が十分に蓄積されていないものと考えております。このため、今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しておりますが、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

④ 小規模組織であることについて

当社の組織体制は小規模であり、業務執行体制及び内部管理体制もそれに準じたものとなっております。当社は、今後の業容拡大に伴い、内部管理体制及び業務執行体制の充実を図っていく方針であります。これらの施策に対し十分な対応ができなかった場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他

① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に従って、平成28年4月7日開催の臨時株主総会決議、平成30年4月24日、平成30年10月31日開催の臨時取締役会決議に基づいて、当社の従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権(以下「ストック・オプション」という。)を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、新株式が発行され、株式価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在、これらのストック・オプションによる潜在株式数は574,500株であり、発行済株式総数7,761,900株の7.4%に相当しております。

② 訴訟などに関するリスク

当社は、現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、将来何らかの事由の発生により、訴訟提起を受ける可能性があります。その訴訟の内容及び結果によっては当社の事業及び業績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

③ 配当政策について

当社では、利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案して、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。しかしながら、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来無配としてまいりました。

現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

④ ベンチャーキャピタルの株式保有割合について

本書提出日現在における当社の発行済株式総数は7,761,900株であり、このうち807,000株(発行済株式の10.40%、潜在株式を含めると総数8,336,400株に対して807,000株保有の9.68%)についてはベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合(以下「ベンチャーキャピタル」という。)が保有しております。

一般的に、ベンチャーキャピタルが未上場会社の株式を取得する場合、上場後には保有する株式を売却しキャピタルゲインを得ることがその目的のひとつであり、当社におきましても、上場後にベンチャーキャピタルにより株式が売却される可能性があります。そのような場合には、短期的に需要が悪化し当社の株価が低下する可能性があります。

(注1) 地理的リージョン

地理的に独立したサーバーの設置エリアのことをいいます。各リージョン同士は完全に独立しているため1つのリージョンで障害が発生しても他のリージョンには影響が出ない設計となっております。

(注2) アベイラビリティゾーン

リージョンの中の個々の独立したデータセンターの名称のことをいいます。

(注3) FISC安全対策基準

金融庁が金融機関のシステム管理体制を検査する際に使用する基準のことをいいます。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概況

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

第13期連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

販売高前年同期比

販売実績	販売高(千円)	前年同期比(%)
クラウドサービス月額利用料等	721,949	164.5
クラウドサービス関連機器販売等	664,819	141.0
その他	6,499	23.1
合計	1,393,268	148.5

当連結会計年度(平成29年5月1日から平成30年4月30日まで)におけるわが国経済は、個人消費、輸出及び設備投資が緩やかな持ち直しを続けており、回復基調が続いております。近年の第四次産業革命にはじまり、AI等のテクノロジーのめざましい発達や、働き方をはじめとする社会構造の変化、EC市場における従来のB to Cの取引に加えてC to Cの取引の拡大等、社会環境やライフスタイルの変革にも注視し、対応して参る所存でございます。

海外経済におきましては、平成29年後半も引き続き世界的な投資と貿易の拡大が続いており、今後も先進国及び地域各国共に成長が継続されるものと考えております。一方で足元では世界全体の勢力図として米中二大大国を中心としたものになってきており、今後も拡大する中国の経済及び政治的勢力の拡大と米国の覇権争いに伴い、その副作用として過度な保護主義や地政学的なリスクに警戒が必要であると考えており、我が国の動向と併せて引き続き注視していく必要があるものと考えております。

当社では、平成29年7月に当社サービス「スマレジ」のメジャーアップデート版である「スマレジ3.0」をリリース致しました。当該アップデートにより、操作性、機能性及びセキュリティ面での大幅な改善を実現し、サービス内容がより充実したものとなりました。このような取り組みと併せ、「スマレジ」を軸に「スマレジ・タイムカード」及び「スマレジ・ウェイター」をはじめとする様々な外部機能と連携できる特色と、自社開発ゆえの一貫した操作性と明快さを魅力として、平成30年1月には「スマレジ」の登録店舗数(注1)が50,000店舗を突破し、引き続き登録店舗数は増加を続けております。また、有料サービスの利用店舗数は当連結会計年度末で7,541店舗(前年同期比43.2%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は1,393百万円(前年同期比48.5%増)、営業利益は303百万円(前年同期比91.9%増)、経常利益は302百万円(前年同期比93.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は216百万円(前年同期比88.3%増)となりました。

なお、当社グループはクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(注1) 登録店舗数

有料無料契約に関わらず、実際に「スマレジ」でサインアップを行い、登録された店舗数です。

第14期第2四半期累計期間(自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)

当第2四半期累計期間(平成30年5月1日から平成30年10月31日まで)におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。また、当該期間に発生した自然災害の経済に与える影響にも十分留意する必要があると考えており、引き続き注視して参る所存でございます。

POSレジ市場におきましては、同業他社や、他業態との競争激化が進む中、POSレジ導入に伴う軽減税率対策補助金の申請期間の延長に伴い、引き続き成長が見込まれ、競合他社との競争も激しさを増してゆくものと思慮しております。

このような市場環境のもと、軽減税率対策補助金制度の代理申請事業者として、より厳格で円滑な申請業務の実現に向け、8月より「軽減税率対策補助金申請申し込みフォーム」の実装と運用を開始いたしました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の業績につきましては、売上高は875百万円、営業利益は176百万円、経常利益は176百万円、四半期純利益は124百万円となりました。

なお、当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② キャッシュ・フローの状況

第13期連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は前連結会計年度末に比べ57百万円増加し、429百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は325百万円(前年同期は139百万円の獲得)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益302百万円を計上し、減価償却費29百万円の計上及び長期前払費用償却4百万円の計上があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は137百万円(前年同期は73百万円の使用)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出64百万円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は130百万円(前年同期は165百万円の獲得)となりました。これは主に、短期借入金の返済による支出22百万円及び長期借入金の返済による支出107百万円があったこと等によるものであります。

第14期第2四半期累計期間(自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)

当第2四半期累計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、605百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は121百万円となりました。これは主に、税引前四半期純利益176百万円を計上し、減価償却費24百万円の計上及び賞与引当金22百万円の増加があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は79百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出51百万円及び無形固定資産の取得による支出22百万円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は135百万円となりました。これは主に、長期借入れによる収入100百万円があったこと等によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

当社グループは、受注生産形態をとる事業を行っていないため、生産規模及び受注規模を金額及び数量で示す記載をしておりません。

また、販売の実績については、「①財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。これらの連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第13期連結会計年度（自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日）

（売上高）

当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度に比べて454百万円増加し、1,393百万円（前年同期比48.5%増）となりました。この主な要因は、当社サービス「スマレジ」及び「スマレジ・タイムカード」のユーザー数が増加したこと及び「スマレジ」等導入に伴うレジ周辺機器の販売が増加したことによるものであります。

（売上原価、売上総利益）

当連結会計年度における売上原価は、前連結会計年度に比べて170百万円増加し、559百万円（前年同期比44.0%増）となりました。この主な要因は、当社サービス「スマレジ」等の開発、メンテナンスにかかる技術者（ソフトウェアエンジニア）の件費の増加及びクラウドサービス関連機器販売等の売上増加に伴い機器仕入高が増加したことによるものであります。

この結果、当連結会計年度における売上総利益は、前連結会計年度に比べて284百万円増加し、834百万円（前年同期比51.7%増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べて138百万円増加し、530百万円（前年同期比35.4%増）となりました。この主な要因は、カスタマーサポートの内製化に伴い業務委託費が減少したものの、事業の拡大に伴い人件費が増加したこと等によるものであります。

この結果、当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度に比べて145百万円増加し、303百万円（前年同期比91.9%増）となりました。

また、当社グループでは売上高営業利益率を重要な経営指標の一つとしており、当連結会計年度においては21.8%となりました。本業における競争力を示す収益性指標である売上高営業率は、売上高の増加に伴い向上しており一定水準の効率を維持することができております。

（経常利益）

当連結会計年度における経常利益は、前連結会計年度に比べて146百万円増加し、302百万円（前年同期比93.7%増）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べて101百万円増加し、216百万円(前年同期比88.3%増)となりました。

第14期第2四半期累計期間(自平成30年5月1日至平成30年10月31日)

(売上高)

当第2四半期累計期間の売上高は、875百万円となりました。この主な要因は、前期に引き続き当社サービス「スマレジ」及び「スマレジ・タイムカード」のユーザー数が順調に推移したこと及び「スマレジ」等導入に伴うレジ周辺機器の販売が増加したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当第2四半期累計期間における売上原価は、366百万円となりました。この主な要因は、当社サービス「スマレジ」等の開発、メンテナンスにかかる技術者(ソフトウェアエンジニア)の件費の増加及びクラウドサービス関連機器販売等の売上増加に伴い機器仕入高が増加したことによるものであります。

この結果、当第2四半期累計期間における売上総利益は、509百万円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第2四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、332百万円となりました。この主な要因は、事業の拡大に伴う人件費の増加及び大阪本社移転に伴う地代家賃の増加等によるものであります。

この結果、当第2四半期累計期間の営業利益は、176百万円となりました。

また、当社では売上高営業利益率を重要な経営指標の一つとしており、当第2四半期累計期間においては20.2%となりました。事業の拡大に伴う人件費の増加や大阪本社移転に伴う地代家賃の増加等により費用が増加しておりますが、売上高は予想通りに進捗しており、一定水準の効率を維持することができております。

(経常利益)

当第2四半期累計期間における経常利益は、176百万円となりました。

(四半期純利益)

当第2四半期累計期間における四半期純利益は、124百万円となりました。

③ 財政状態の分析

第13期連結会計年度(自平成29年5月1日至平成30年4月30日)

(総資産)

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて176百万円増加し、796百万円(前年同期比28.4%増)となりました。この主な要因は、現金及び預金が57百万円及びソフトウェア54百万円が増加したこと等によるものであります。

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べて63百万円増加し、558百万円(前年同期比12.9%増)となりました。この主な要因は、現金及び預金57百万円の増加、繰延税金資産6百万円の増加等によるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は、前連結会計年度末に比べて112百万円増加し、237百万円(前年同期比89.8%増)となりました。この主な要因は、無形固定資産において自社開発に伴いソフトウェア54百万円の増加、本社移転に伴う敷金48百万円の増加等によるものであります。

(負債合計)

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べて39百万円減少し、297百万円(前年同期比11.8%減)となりました。この主な要因は、未払法人税等が46百万円増加したものの、長期借入金が91百万円減少したことによるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度における流動負債は、前連結会計年度末に比べて59百万円増加して276百万円(前年同期比27.4%増)となりました。この主な要因は、未払法人税等46百万円の増加、資産除去債務7百万円の増加等によるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債は、前連結会計年度末に比べて99百万円減少して21百万円(前年同期比82.4%減)となりました。この主な要因は、借入金を早期返済したことにより長期借入金91百万円減少したこと等によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末に比べて215百万円増加して498百万円(前年同期比76.3%増)となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益を216百万円計上したことによるものであります。

第14期第2四半期累計期間(自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)

(資産)

当第2四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べて196百万円増加し、746百万円となりました。この主な要因は、現金及び預金が177百万円、前払費用が11百万円増加したこと等によるものであります。当第2四半期会計期間末における固定資産は、前事業年度末に比べて76百万円増加し、322百万円となりました。この主な要因は、繰延税金資産が12百万円減少したものの、有形固定資産が80百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べ273百万円増加し、1,068百万円となりました。

(負債)

当第2四半期会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べて9百万円減少し、267百万円となりました。この主な要因は、1年内返済予定の長期借入金19百万円、賞与引当金が22百万円増加したものの、未払法人税等が36百万円減少したこと等によるものであります。当第2四半期会計期間末における固定負債は、前事業年度末に比べて108百万円増加し、129百万円となりました。この主な要因は、長期借入金66百万円、資産除去債務41百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べ99百万円増加し、396百万円となりました。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べて174百万円増加して671百万円となりました。これは、資本金及び資本剰余金がそれぞれ24百万円増加したこと、四半期純利益を124百万円計上したことによるものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、財政状態については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前事業年度との比較・分析を行っております。

④ 資本の財源及び資金の流動性について

当社の資金需要のうち主なものは、商品仕入やソフトウェア開発に係る人件費の他、販売費及び一般管理費（主に、人件費とそれに伴う営業経費等）であります。

当社は、経常的な運転資金や事業規模拡大による設備投資等につきましては、営業活動によるキャッシュ・フロー及び金融機関からの借入により調達された資金を財源としております。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概況 ②キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社では、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営戦略を立案し、実行するよう努力しておりますが、当社の属するクラウドサービス事業は、開発技術のライフサイクルが早く、内容も多様化しております。また、提供するサービスについても、先端技術や市況の変化を捉え柔軟な事業展開が必要となり、競合他社との競争が激化することも予想されます。

そのような事業環境の中で、当社は、優秀な人材の確保と育成、商品力の強化等をもって、提供先数を拡大するとともに、サービスのクオリティも向上させるよう努力してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) スマートフォン・タブレット端末向けアプリプラットフォーム運営事業者との契約

契約会社名	所在地	契約の名称	契約内容	契約期間
Apple Inc.	米国	Apple Developer Program License Agreement	iOS搭載端末向けアプリケーションの配信及び販売に関する契約	1年間 (1年毎の自動更新)

(2) クラウドサービスにおけるサーバー等データ保存に関する契約

契約会社名	所在地	契約の名称	契約内容	契約期間
クラスメソッド株式会社	日本	サービス利用規約	クラスメソッド社の提供するサービス（AWSを利用したサービス）の利用に関する規約	契約期間は定められておりません。
クラスメソッド株式会社	日本	利用規約（クラスメソッド・メンバーズ）	クラスメソッド社が提供するAWS「総合支援サービス」の具体的なサービスの内容に関する規約	契約締結日から1ヶ月以上とし、期間満了の3営業日までに書面による継続の異議がない場合は、更に1ヶ月間延長されます。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第13期連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

当連結会計年度は、当社グループのクラウドサービス事業において、事業規模の拡大を目的として総額99,228千円の設備投資を実施しました。その主なものは、名古屋ショールームの新設等22,897千円及び自社作成基幹システム69,476千円であります。

なお、当社グループは、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第14期第2四半期累計期間(自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)

当第2四半期累計期間に当社のクラウドサービス事業において、事業規模の拡大を目的として総額113,928千円の設備投資を実施しました。その主なものは、大阪本社移転による内装工事等91,535千円及び自社基幹システム20,321千円であります。

なお、当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成30年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	
本社 (大阪市中央区)	本社事務所	3,499	1,359	91,669	1,556	98,084	37
東京事務所 (東京都渋谷区)	東京事務所	17,192	565	—	—	17,758	26
名古屋ショールーム (愛知県名古屋市中区)	名古屋ショールーム	22,243	682	—	—	22,926	3

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。また、平成29年12月に名古屋ショールームを同一区内で移転しており、当該賃借料には旧名古屋ショールームに対する賃借料を含んでおります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)	従業員数 (名)
本社 (大阪市中央区)	本社事務所	8,298	37
東京事務所 (東京都渋谷区)	東京事務所	30,000	26
名古屋ショールーム (愛知県名古屋市中区)	名古屋ショールーム	3,477	3

(2) 在外子会社

平成30年4月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	
PLUGRAM USA, Inc.	本社 (米国 カリ フォルニア州)	本社事務所	—	—	—	—	—	—

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃料 (千円)	従業員数 (名)
本社 (米国 カリフォルニア州)	本社事務所	2,171	—

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成30年12月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
提出 会社	本社 (大阪市 中央区)	自社システムの機能 強化に係るソフト ウェアの開発	130,069	—	増資資金	平成32年 4月期 (注)3	平成32年 4月期 (注)4
提出 会社	本社 (大阪市 中央区)	スマレジ4.0のクラウド サービスに係るソフト ウェアの開発	451,440	—	増資資金	平成32年 4月期 (注)3	平成32年 7月
提出 会社	本社 (大阪市 中央区)	顧客管理システムに係 るソフトウェアの開発	104,828	—	増資資金	平成32年 4月期 (注)3	平成32年 12月
提出 会社	本社 (大阪市 中央区)	管理系基幹システムに 係るソフトウェアの開 発	108,000	—	増資資金	平成32年 4月期 (注)3	平成32年 12月

- (注) 1 完成後の増加能力については、測定が困難なため、記載を省略しております。
 2 当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 3 着手年月につきましては、平成32年4月期中の着手を予定しており、月は未定であります。
 4 完了予定年月につきましては、平成32年4月期中の完了を予定しておりますが、月は未定であります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	31,000,000
計	31,000,000

(注) 平成30年11月14日開催の取締役会にて定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は平成30年12月1日より29,000,000株増加し、31,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,761,900	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	7,761,900	—	—

(注) 平成30年11月14日開催の取締役会決議にて、平成30年12月1日付で、普通株式1株につき100株に分割しております。また、同日付で単元株式数を100株とする単元株制度を導入する定款変更が行われております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 平成28年4月7日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成30年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年12月31日)
新株予約権の数(個)	3,290	2,960 (注) 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,290	296,000 (注) 3, 7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,000	40 (注) 3, 7
新株予約権の行使期間	自 平成30年5月1日 至 平成38年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,000 資本組入額 2,000	発行価格 40 資本組入額 20 (注) 7
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、行使価格を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

- 4 新株予約権(以下本項ないし7項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することにより、新株予約権の権利を行使することができるものとします。
 - (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。))は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。
 - (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
- 5 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
下記(注)6に準じて決定する。
- 6 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
 - (2) 上記4に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- 7 平成30年11月14日開催の取締役会決議により、平成30年12月1日付をもって普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額」は、調整後の内容となっております。

第2回新株予約権 平成30年4月24日臨時取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成30年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年12月31日)
新株予約権の数(個)	2,495	2,340 (注)3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,495	234,000 (注)3, 7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	37,000	370 (注)7
新株予約権の行使期間	自 平成32年5月1日 至 平成40年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 37,000 資本組入額 18,500	発行価格 370 資本組入額 185 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、行使価格を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価格を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。提出日の前月末から提出日までの間に退職した従業員1名の新株予約権10個は含まれておりますが、当該新株予約権については、平成31年1月17日の取締役会において自己新株予約権として当社が取得し、同時に消却する決議を行っております。

- 4 新株予約権(以下本項ないし7項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 新株予約権は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することにより、新株予約権の権利を行使することができるものとします。
 - (2) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。))は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
 - (3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。
 - (4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
- 5 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
下記(注)6に準じて決定する。
- 6 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
 - (2) 上記4に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- 7 平成30年11月14日開催の取締役会決議により、平成30年12月1日付をもって普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額」は、調整後の内容となっております。

第3回新株予約権 平成30年10月31日臨時取締役会決議

区分	最近事業年度末現在 (平成30年4月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年12月31日)
新株予約権の数(個)	—	455
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	45,500 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	680 (注)6
新株予約権の行使期間	—	自平成32年12月1日 至平成40年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 680 資本組入額 340 (注)6
新株予約権の行使の条件	—	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)4

(注) 1 新株予約権発行日以降、当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2 新株予約権発行日以降、下記の事由が生じた場合は、行使価格を調整します。

(1) 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が、行使価格を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整に生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。

3 新株予約権(以下本項ないし6項までにおいて「本新株予約権」という。)の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することにより、新株予約権の権利を行使することができるものとします。

(2) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の権利行使はできるものとします。

(4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

- 4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
下記(注)5に準じて決定する。
- 5 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議がなされた場合)には、当社は本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
 - (2) 上記3に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- 6 平成30年11月14日開催の取締役会決議により、平成30年12月1日付をもって普通株式1株を100株にする株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年10月30日 (注) 1	65,793	66,066	—	10,020	—	—
平成27年11月1日 (注) 2	2,744	68,810	19,650	29,670	—	—
平成28年6月17日 (注) 3	8,070	76,880	76,665	106,335	76,665	76,665
平成30年6月29日 (注) 4	739	77,619	24,992	131,327	24,992	101,657
平成30年12月1日 (注) 5	7,684,281	7,761,900	—	131,327	—	101,657

(注) 1 株式分割 1 : 242によるものであります。

2 株式交換

割当先 株式会社ブルー(普通株式2,744株)

3 有償第三者割当

割当先 三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合(6,500株)、SMB Cベンチャーキャピタル2号
投資事業有限責任組合(1,570株)

発行価格 19,000円

資本組入額 9,500円

4 有償第三者割当

割当先 株式会社ぐるなび(739株)

発行価格 67,638円

資本組入額 33,819円

5 株式分割 1 : 100によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

平成30年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	12	—	—	9	21	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	47,641	—	—	29,978	77,619	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	61.38	—	—	38.62	100.0	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,761,900	77,619	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,761,900	—	—
総株主の議決権	—	77,619	—

② 【自己株式等】

平成30年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社では、利益配分につきましては、経営成績及び財務状態を勘案して、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。また配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、当社は成長過程にあるため、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来無配としてまいりました。

現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

内部留保資金の用途につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、将来の事業展開と財務体質強化のための財源として、有効に活用していく方針であります。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	—	山本 博士	昭和52年11月14日	平成10年4月 平成15年1月 株式会社椿本チエイン入社 オールインワンソリューション 株式会社入社 当社入社 平成18年11月 平成19年7月 当社取締役就任 株式会社プログラム 平成22年12月 代表取締役就任 平成25年8月 当社代表取締役社長就任 平成30年4月 当社代表取締役就任(現任)	(注)3	484,000
取締役	開発本部長	湊 隆太郎	昭和53年7月21日	平成13年4月 平成15年10月 三井ホーム株式会社入社 オールインワンソリューション 株式会社入社 当社入社 平成20年12月 平成22年12月 株式会社プログラム入社 平成25年8月 当社取締役就任(現任)	(注)3	267,000
取締役	営業本部長	地引 一由	昭和47年9月27日	平成7年4月 平成14年2月 平成17年12月 平成23年6月 ラオックス株式会社入社 株式会社ゼウス入社 同社代表取締役就任 SBI AXES(現 SBI FinTech Solutions)取締役C00就任 平成25年7月 株式会社ブルー設立 同社代表取締役就任 平成26年3月 当社社外取締役就任 平成27年11月 当社取締役就任(現任)	(注)3	106,600
取締役	ブランド 戦略室 室長	徳田 誠	昭和52年12月15日	平成9年4月 平成13年1月 平成17年5月 平成22年12月 平成25年8月 平成28年7月 平成30年4月 株式会社ジャンクション・プロ デュース入社 個人事業 the dis 設立 当社設立 当社代表取締役就任 株式会社プログラム設立 同社取締役就任 当社代表取締役会長就任 当社取締役会長就任 当社取締役就任(現任)	(注)3	1,783,000
取締役	管理部長	田川 良行	昭和50年11月7日	平成12年5月 平成19年9月 平成21年1月 平成26年10月 平成29年1月 平成30年4月 神戸市管工事業協同組合入職 バルテス株式会社入社 夢展望株式会社入社 同社財務経理部部长 当社入社管理部長(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	—
取締役	—	鈴木 雅哉	昭和50年7月24日	平成10年4月 平成12年11月 平成18年3月 平成18年5月 平成18年11月 平成19年4月 平成20年3月 平成23年8月 平成24年3月 平成25年1月 平成28年8月 平成30年2月 平成30年7月 住友商事株式会社入社 出向 株式会社MonotaRO 同社システムチーム課長 住友商事株式会社 新素材・特殊鋼貿易部 楽天株式会社 第二EC事業本部 同社ブックメディア事業部 マーケティングチーム長 株式会社MonotaRO マーケティング部長 同社執行役マーケティング部長 株式会社K-engine 取締役就任 株式会社MonotaRO 取締役代表執行役社長就任(現 任) NAVIMRO Co.,Ltd. 理事就任(現 任) PT Sumisho E-Commerce Indonesia(現 PT MONOTARO INDONESIA) 取締役就任(現任) 卓易隆電子商務(上海)有限公司 董事長就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	望月 拓也	昭和50年12月9日	平成13年4月 平成17年5月 平成29年7月 株式会社イーニュース入社 当社入社 当社取締役就任 当社監査役就任(現任)	(注)4	242,000
監査役	—	大平 豊	昭和43年10月5日	平成6年11月 平成10年7月 平成13年7月 平成16年9月 平成26年7月 平成29年3月 平成30年5月 清友監査法人入所 公認会計士登録 朝日監査法人(現 有限責任あず さ監査法人)入所 なぎさ監査法人入所 大平総合会計事務所開設 同所所長就任(現任) 当社監査役就任(現任) 合同会社ビッグフラット設立 同所代表社員就任(現任)	(注)4	—
監査役	—	村田 雅幸	昭和44年2月14日	平成3年4月 平成13年7月 平成14年7月 平成15年7月 平成25年1月 平成25年6月 平成30年4月 平成30年7月 大阪証券取引所 入所 株式会社大阪証券取引所 経営企画本部グループリーダー 同社東京事務所長 同社執行役員 同社上席執行役員 株式会社東京証券取引所 執行役員 パブリックゲート合同会社 代表社員就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	—
計						2,882,600

- (注) 1 取締役鈴木雅哉氏は、社外取締役であります。
- 2 監査役大平豊氏及び村田雅幸氏は、社外監査役であります。
- 3 平成30年12月25日開催の臨時株主総会の終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 平成30年12月25日開催の臨時株主総会の終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

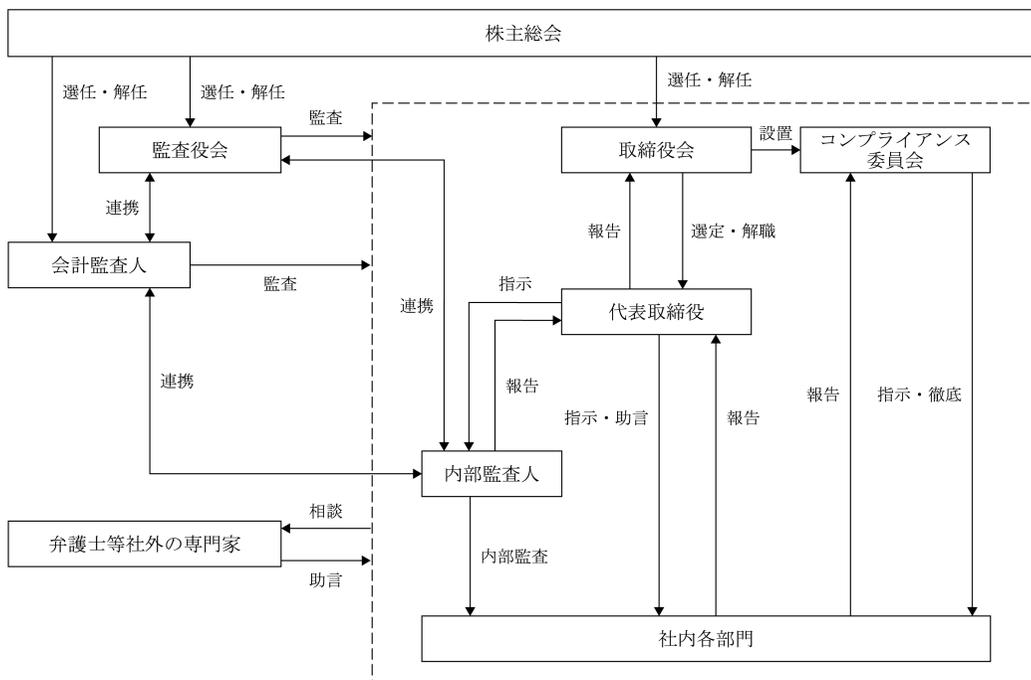
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要課題と考えております。その実現に向け、透明性が高く、かつ柔軟性に優れた体制を構築し、株主並び当社顧客に対する責務を果たしていくという認識のもと、以下のとおりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

1) 会社の機関の基本説明

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概略



企業統治の体制概要

a 取締役会

当社の取締役会は、提出日現在、6名の取締役（うち、社外取締役1名）で構成されており、取締役会規程に基づき、監査役出席のもと、経営上の重要な事項に関する討議及び意思決定並びに取締役の業務執行の監督を行っております。当社では、原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。

b 監査役会

当社の監査役会は、提出日現在、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。監査役会は、原則月1回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査人及び監査法人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

2) 内部統制システムの整備の状況

業務の適正を確保するための当社の内部統制システムに関する基本方針及び整備の状況は次のとおりであります。

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、当社は「スマレジ企業倫理行動指針」及び「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。また、コンプライアンス上の重要な問題を審議するために、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置することにより、コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。
- (2) 当社は、法令や社内諸規程等に反する疑いのある行為等を従業員が通報するための内部通報制度を設置するとともに「内部通報規程」を定め、法令や社内諸規程等に反する行為等を早期に発見し、是正するとともに、再発防止策を講じる。
- (3) 内部監査人は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のコンプライアンスの状況、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、定期的に取り締役及び監査役会に報告する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」、「個人情報保護規程」の諸規程に基づき、保存媒体に応じて秘密保持に万全を期しながら、適時にアクセス可能な検索性の高い状態で保存・管理する体制を確立する。
- (2) 取締役及び監査役は、常時これらの保存文書等を閲覧できるものとする。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の当社経営に重大な影響及び損失を及ぼす危険を、全社横断的に把握し、適正に管理・対処していくため、「リスク管理規程」を定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
- (2) 経営危機が発生したときには、リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、代表取締役を本部長とする「対策本部」を直ちに設置し、会社が被る損害を防止又は最小限に止める。
- (3) 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部門及び各種のリスクを管理する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議する。主管部門は、関係部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項についても、必要に応じて各部門責任者から報告を求め、個別事項の検討を進め、最終的には取締役会の審議を経て、法令で定められた決議事項のほか、取締役の職務執行が効率的に行われるよう適時に経営に関する重要事項を決定・修正するとともに、取締役会を通じて個々の取締役の業務執行が効率的に行われているかを監督する。
- (2) 「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」及び「職務権限規程」により、取締役会に付議すべき事項、各取締役で決裁が可能な範囲を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。
- (3) 迅速な経営判断と業務執行を行う体制として、担当取締役は、担当部門の管理責任を負うとともに、取締役会決議事項の進捗管理を行う。

- e 取締役及び使用人等が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制及び監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査役会に報告する体制を整備する。
 - (2) 重要な意思決定の過程及び業務の執行体制を把握するため、常勤監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席する。また、監査役会から要求のあった文書等は随時提供する。
 - (3) 監査役会への報告を行った当社及び当社の子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社の子会社の役員及び使用人に周知徹底する。
 - (4) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理に係る請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- f 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等の経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
 - (2) 内部監査人は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。監査を受けた部門は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
- g 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - (1) 当社は、「スマレジ企業倫理行動指針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とのいかなる関係も排除し、取締役及び使用人の意識向上を図るとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、取引先の選定にあたっては、可能な限り情報を収集し、反社会的勢力及び団体との無関係性を確認する。
 - (2) 反社会的勢力及び団体に対処するにあたっては、所轄警察署、公益財団法人大阪府暴力追放推進センター、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

3) リスク管理体制及びコンプライアンス体制

当社のリスク管理体制としては、取締役会並びに適宜行われる社内報告会を通して代表取締役をはじめ、取締役が情報の収集、共有を図ることでリスクの早期発見と未然防止に努めております。特にコンプライアンスに関しては、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、委員会での議論の内容については、従業員への啓蒙活動等を行っております。なお、コンプライアンス体制の確立・強化のため弁護士と顧問契約を締結し、内容に応じてそれぞれ適宜アドバイスやチェックの依頼を行っております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

当社では、代表取締役により直接任命された内部監査人(1名)を選任しております。当社は、内部監査人に対し、企業の管理業務に関する知見と経験を有し、かつ当社の事業内容について精通した人物がふさわしいと考えております。内部監査人は、平成22年9月から当社の管理担当として、業務に従事しており、上記の条件を充たしていると判断しております。なお、内部監査人は、代表取締役山本博士の二親等親族であります。

当社では内部統制の有効性及び実際業務の執行状況については、内部監査人(1名)による監査・調査を定期的実施しております。内部監査人は、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、代表取締役の承認を得たうえで内部監査を実施し、監査結果を代表取締役と被監査部門に報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指摘するとともに、改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

また、監査役会、監査法人による監査及び内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果については、監査の都度、内部監査人が適宜、監査役会に報告し、意見交換を行うこととしております。加えて、月に1回以上の頻度で内部監査人と監査役との間でミーティングを行い、意見・情報交換を行うこととしております。内部監査人と監査法人との連携につきましては、監査法人の期中の報告会に出席いたします。監査役会と監査法人とは、期中に報告を受ける他適宜、意見交換を行うこととしております。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。当社はこれら社外役員3名全員を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

鈴木雅哉氏は、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言いただくことで経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、当社潜在株式3,000株を所有しておりますが、同氏と当社の間には、そのほかに人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

大平豊氏は、当社社外監査役としての経験に加え、公認会計士の資格を有し、財務・会計・税務に関する専門的な知識・経験を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できると判断し、社外監査役として選任しております。なお、同氏は、当社潜在株式5,000株を所有しておりますが、同氏と当社の間には、そのほかに人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

村田雅幸氏は、証券業界での豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらを当社の経営に反映させることにより、当社の監督機能がさらに強化できると判断し、社外監査役として選任しております。なお、同氏と当社の間には、資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考しております。

⑤ 役員報酬の内容

a 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	78,000	78,000	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	4,104	4,104	—	—	—	1
社外役員	1,980	1,980	—	—	—	1

b 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

d 役員報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。その限度額内で、各人の報酬は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。

⑥ 会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

平成30年4月期における業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 内田 聡

指定社員 業務執行社員 栗原 裕幸

継続監査年数につきましては、両名とも7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他6名

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨を定款に定めております。

⑧ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の責任免除

当社は、取締役の責任免除について、期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に迅速に対応し、柔軟かつ積極的な財務戦略を行うためであります。

⑫ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、資本政策の機動性を確保するため、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)を取締役会決議により可能とする旨を定款で定めております。

⑬ 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役及び監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該非業務執行取締役に悪意又は重大な過失があった場合を除き、法令が定める最低責任限度額としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	5,000	—	7,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	5,000	—	7,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査法人に対する報酬の額は、監査役会の同意を得たうえで決定しています。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

なお、第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間においては、子会社が存在しないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(3) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成28年5月1日から平成29年4月30日まで)及び当連結会計年度(平成29年5月1日から平成30年4月30日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成28年5月1日から平成29年4月30日まで)及び当事業年度(平成29年5月1日から平成30年4月30日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成30年8月1日から平成30年10月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成30年5月1日から平成30年10月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年4月30日)	当連結会計年度 (平成30年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	372,141	429,552
売掛金	77,639	74,624
商品	31,445	33,236
繰延税金資産	1,714	8,324
その他	11,842	15,065
貸倒引当金	—	△2,157
流動資産合計	494,783	558,647
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	31,387	42,936
工具、器具及び備品（純額）	1,324	2,607
有形固定資産合計	※1 32,712	※1 45,544
無形固定資産		
ソフトウェア	36,917	91,669
ソフトウェア仮勘定	9,067	1,556
その他	—	766
無形固定資産合計	45,984	93,991
投資その他の資産		
敷金	27,731	76,713
繰延税金資産	9,466	17,932
その他	9,321	3,425
投資その他の資産合計	46,519	98,071
固定資産合計	125,216	237,607
資産合計	619,999	796,254

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年4月30日)	当連結会計年度 (平成30年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,743	46,348
短期借入金	22,500	—
1年内返済予定の長期借入金	27,765	11,180
未払金	34,438	37,609
未払法人税等	35,661	81,684
資産除去債務	—	7,450
その他	53,866	92,181
流動負債合計	216,974	276,453
固定負債		
長期借入金	105,250	13,880
資産除去債務	10,188	7,237
その他	4,803	—
固定負債合計	120,242	21,117
負債合計	337,216	297,570
純資産の部		
株主資本		
資本金	106,335	106,335
資本剰余金	76,665	76,665
利益剰余金	100,570	317,176
株主資本合計	283,570	500,176
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△787	△1,492
その他の包括利益累計額合計	△787	△1,492
純資産合計	282,783	498,683
負債純資産合計	619,999	796,254

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 5月 1日 至 平成29年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 平成29年 5月 1日 至 平成30年 4月 30日)
売上高	938,408	1,393,268
売上原価	388,424	559,145
売上総利益	549,983	834,123
販売費及び一般管理費	※1 391,936	※1 530,786
営業利益	158,047	303,336
営業外収益		
受取利息	6	7
受取配当金	2	—
その他	169	24
営業外収益合計	178	32
営業外費用		
支払利息	862	608
為替差損	545	—
株式交付費	536	—
営業外費用合計	1,943	608
経常利益	156,281	302,760
特別損失		
固定資産除却損	※2 307	—
特別損失合計	307	—
税金等調整前当期純利益	155,973	302,760
法人税、住民税及び事業税	47,786	101,230
法人税等調整額	△6,862	△15,076
法人税等合計	40,924	86,154
当期純利益	115,049	216,605
親会社株主に帰属する当期純利益	115,049	216,605

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 5月 1日 至 平成29年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 平成29年 5月 1日 至 平成30年 4月 30日)
当期純利益	115,049	216,605
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△655	△705
その他の包括利益合計	※ △655	※ △705
包括利益	114,393	215,900
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	114,393	215,900
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	29,670	—	△14,478	15,191	△131	△131	15,059
当期変動額							
新株の発行	76,665	76,665		153,330			153,330
親会社株主に帰属する当期純利益			115,049	115,049			115,049
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△655	△655	△655
当期変動額合計	76,665	76,665	115,049	268,379	△655	△655	267,723
当期末残高	106,335	76,665	100,570	283,570	△787	△787	282,783

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	106,335	76,665	100,570	283,570	△787	△787	282,783
当期変動額							
新株の発行							—
親会社株主に帰属する当期純利益			216,605	216,605			216,605
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△705	△705	△705
当期変動額合計			216,605	216,605	△705	△705	215,900
当期末残高	106,335	76,665	317,176	500,176	△1,492	△1,492	498,683

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 5月 1日 至 平成29年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 平成29年 5月 1日 至 平成30年 4月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	155,973	302,760
減価償却費	6,311	29,322
長期前払費用償却額	2,511	4,210
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	2,157
固定資産除却損	307	—
受取利息及び受取配当金	△8	△7
支払利息	862	608
株式交付費	536	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△10,676	2,820
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△19,168	△1,896
仕入債務の増減額 (△は減少)	19,391	2,875
未払金の増減額 (△は減少)	24,308	△1,614
その他	11,542	42,434
小計	191,891	383,669
利息及び配当金の受取額	8	7
利息の支払額	△895	△599
法人税等の支払額	△51,794	△57,693
営業活動によるキャッシュ・フロー	139,210	325,384
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△19,575	△21,003
無形固定資産の取得による支出	△48,681	△64,921
差入保証金の差入による支出	—	△50,199
資産除去債務履行による支出	△1,583	—
その他	△3,329	△1,755
投資活動によるキャッシュ・フロー	△73,169	△137,880
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	22,500	△22,500
長期借入れによる収入	100,000	—
長期借入金の返済による支出	△109,694	△107,955
株式の発行による収入	152,793	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	165,599	△130,455
現金及び現金同等物に係る換算差額	△982	362
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	230,657	57,411
現金及び現金同等物の期首残高	141,483	372,141
現金及び現金同等物の期末残高	※ 372,141	※ 429,552

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

PLUGRAM USA, Inc.

なお、当社の連結子会社であった株式会社ブルーは、平成29年4月28日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のPLUGRAM USA, Inc. の決算日は1月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、PLUGRAM USA, Inc. の決算日の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

PLUGRAM USA, Inc.

PLUGRAM USA, Inc. は、平成29年11月2日に解散を決議し、平成30年5月2日に清算が終了しております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

PLUGRAM USA, Inc. の決算日は1月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、PLUGRAM USA, Inc. の決算日の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以降開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年4月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(会計上の見積りの変更)

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

当社は、平成29年12月20日開催の臨時取締役会で本社移転に関する決議をいたしました。これに伴い、移転後利用見込みのない建物附属設備及び当該資産の原状回復に係る資産除去債務につきましては、移転予定日までの期間で減価償却費及び資産除去債務の費用計上が完了するように当連結会計年度において耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ8,914千円減少しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年4月30日)	当連結会計年度 (平成30年4月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,488千円	16,163千円

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。
連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年4月30日)	当連結会計年度 (平成30年4月30日)
当座貸越極度額	30,000千円	60,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	30,000千円	60,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成28年5月1日 至平成29年4月30日)	当連結会計年度 (自平成29年5月1日 至平成30年4月30日)
役員報酬	49,776千円	67,380千円
給料及び手当	108,662千円	150,551千円
地代家賃	32,746千円	49,222千円
貸倒引当金繰入額	一千円	2,157千円

※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成28年5月1日 至平成29年4月30日)	当連結会計年度 (自平成29年5月1日 至平成30年4月30日)
工具、器具及び備品	307千円	一千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自平成28年5月1日 至平成29年4月30日)	当連結会計年度 (自平成29年5月1日 至平成30年4月30日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△655千円	△705千円
その他の包括利益合計	△655千円	△705千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	68,810	8,070	—	76,880

(注) 普通株式の発行済株式の増加8,070株は、第三者割当増資によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	76,880	—	—	76,880

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年 5月 1日 至 平成29年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年 5月 1日 至 平成30年 4月30日)
現金及び預金	372,141千円	429,552千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	一千円	一千円
現金及び現金同等物	372,141千円	429,552千円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成28年 5月 1日 至 平成29年 4月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

将来の機動的な経営遂行に資するために、経営環境を鑑み、当座貸越契約の締結により資金調達の安定化を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、販売代金の回収を委託している取引先の信用リスクに晒されております。

敷金は、主にオフィスの賃貸契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資であり、金融機関からの借入により調達しております。なお、借入金の一部には、財務制限条項が付されており、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、得意先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、手元流動性の維持を目的として当社管理部においてグループ全体の年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手元資金の残高推移を月次ベースで定期検証し、取締役会への報告を行うことで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち53%が特定の決済会社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	372,141	372,141	—
(2) 売掛金	77,639	77,639	—
(3) 敷金	27,731	26,790	△940
資産計	477,512	476,571	△940
(1) 買掛金	42,743	42,743	—
(2) 短期借入金	22,500	22,500	—
(3) 未払金	34,438	34,438	—
(4) 未払法人税等	35,661	35,661	—
(5) 長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	133,015	132,639	△375
負債計	268,357	267,982	△375

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

時価については、賃貸契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定のものを含む)

時価は、元利金の合計額を、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(注) 2 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	372,141	—	—	—
売掛金	77,639	—	—	—
敷金	811	2,320	—	24,600
合計	450,592	2,320	—	24,600

(注) 3 短期借入金及び長期借入金(1年内返済予定のものを含む)の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	22,500	—	—	—	—	—
長期借入金	27,765	28,060	24,800	17,840	14,280	20,270
合計	50,265	28,060	24,800	17,840	14,280	20,270

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

将来の機動的な経営遂行に資するために、経営環境を鑑み、当座貸越契約の締結により資金調達の安定化を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、販売代金の回収を委託している取引先の信用リスクに晒されております。

敷金は、主にオフィスの賃貸契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の用途は運転資金及び設備投資であり、金融機関からの借入により調達しております。なお、借入金の一部には、財務制限条項が付されており、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、得意先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、手元流動性の維持を目的として当社管理部においてグループ全体の年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手元資金の残高推移を月次ベースで定期検証し、取締役会への報告を行うことで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち69%が特定の決済会社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	429,552	429,552	—
(2) 売掛金	74,624	74,624	—
(3) 敷金	76,713	75,949	△763
資産計	580,890	580,126	△763
(1) 買掛金	46,348	46,348	—
(2) 未払金	37,609	37,609	—
(3) 未払法人税等	81,684	81,684	—
(4) 長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	25,060	25,121	61
負債計	190,702	190,764	61

(注) 1 金融商品の時価の算定に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

時価については、賃貸契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年内返済予定のものを含む)

時価は、元利金の合計額を、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定する方法によっております。

(注) 2 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	429,552	—	—	—
売掛金	74,624	—	—	—
敷金	1,938	47,378	—	27,396
合計	506,114	47,378	—	27,396

(注) 3 長期借入金(1年内返済予定のものを含む)の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	11,180	10,320	3,560	—	—	—
合計	11,180	10,320	3,560	—	—	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

1. 費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
種類	第1回新株予約権
決議年月日	平成28年4月7日
付与対象者の区分及び人数(注)1	当社取締役4名 当社従業員25名 社外協力者4名
株式の種類別の ストック・オプションの数(注)2	普通株式3,290株
付与日	平成28年4月8日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none">・当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。・新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	—
権利行使期間	自 平成30年5月1日 至 平成38年2月28日

(注) 1 付与対象者の区分については、付与日現在の区分を記載しております。

2 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社
種類	第1回新株予約権
決議年月日	平成28年4月7日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	3,290
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	3,290
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

会社名	提出会社
種類	第1回新株予約権
決議年月日	平成28年4月7日
権利行使価格(円)	4,000
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、公正な評価単価の見積もり方法を、単位当たりの本源的価値の見積もりによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は、類似業種比準価額と純資産価額の折衷法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----|
| ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| ② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

1. 費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
種類	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成28年4月7日	平成30年4月24日
付与対象者の区分及び人数(注)1	当社取締役4名 当社従業員25名 社外協力者4名	当社取締役2名 当社監査役1名 当社従業員65名
株式の種類別の ストック・オプションの数(注)2	普通株式3,290株	普通株式2,495株
付与日	平成28年4月8日	平成30年4月26日
権利確定条件	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ・新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。 ・新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	—	—
権利行使期間	自 平成30年5月1日 至 平成38年2月28日	自 平成32年5月1日 至 平成40年3月31日

(注) 1 付与対象者の区分については、付与日現在の区分を記載しております。

2 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
種類	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成28年4月7日	平成30年4月24日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	3,290	—
付与	—	2,495
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	3,290	2,495
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

会社名	提出会社	
	第1回新株予約権	第2回新株予約権
種類	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成28年4月7日	平成30年4月24日
権利行使価格(円)	4,000	37,000
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、公正な評価単価の見積り方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は、第1回新株予約権については類似業種比準価額と純資産価額の折衷法によっており、第2回新株予約権についてはDCF法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|----------|
| ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 12,606千円 |
| ② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成29年4月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,714千円
資産除去債務	3,115千円
減価償却超過額	1,298千円
減損損失	6,340千円
合併受入資産評価差額	9,635千円
税務上の繰越欠損金	10,837千円
その他	1,652千円
繰延税金資産小計	34,594千円
評価性引当額	△20,506千円
繰延税金資産合計	14,087千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,906千円
繰延税金負債合計	△2,906千円
繰延税金資産純額	11,180千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	1,714千円
固定資産－繰延税金資産	9,466千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
住民税均等割	0.4%
評価性引当額の増減	5.1%
所得拡大促進税制による税額控除	△2.4%
子会社合併による影響額	△6.3%
その他	△2.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.2%

当連結会計年度(平成30年4月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,493千円
棚卸資産評価損	1,604千円
資産除去債務	4,489千円
減価償却超過額	2,207千円
合併受入資産評価差額	9,635千円
清算予定子会社の投資に係る税効果	17,769千円
税務上の繰越欠損金	15,011千円
その他	2,960千円
繰延税金資産小計	58,171千円
評価性引当額	△29,333千円
繰延税金資産合計	28,837千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,580千円
繰延税金負債合計	△2,580千円
繰延税金資産純額	26,257千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	8,324千円
固定資産－繰延税金資産	17,932千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割	0.5%
評価性引当額の増減	2.9%
所得拡大促進税制による税額控除	△2.6%
清算予定子会社の投資に係る税効果	△5.9%
連結子会社との税率差異	2.5%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.5%

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容
被結合企業の名称 株式会社ブルー
事業の内容 インターネットマーケティング事業
- ② 企業結合日
平成29年4月28日
- ③ 企業結合の法的形式
当社を存続会社、株式会社ブルーを消滅会社とする吸収合併
- ④ 結合後企業の名称
株式会社スマレジ

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として本社事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	6,830千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,289千円
時の経過による調整額	△0千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,930千円
その他増減額(△は減少)	一千円
期末残高	10,188千円

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主として本社事務所等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～15年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	10,188千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,886千円
時の経過による調整額	△4千円
資産除去債務の履行による減少額	一千円
その他増減額(△は減少)	616千円
期末残高	14,687千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

当社グループは、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

当社グループは、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	山本 博士	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 6.3	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注)1	119,370	—	—
							地代家賃支 払に対する 債務被保証 (注)2	—	—	—
役員	徳田 誠	—	—	当社 取締役会長	(被所有) 直接 23.2	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注)1	5,200	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長 山本 博士及び取締役会長 徳田 誠より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。債務保証の取引金額は期末借入残高を記載しております。
- 2 当社は、事務所の賃借料に対して代表取締役社長 山本 博士より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。事務所の地代家賃支払に対する債務保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載しておりませんが、保証対象事務所の平成28年5月1日より平成29年4月30日に係る消費税等を除く賃借料合計は、25,398千円であります。

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	山本 博士	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 6.3	債務被保証	地代家賃支 払に対する 債務被保証 (注)	—	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 当社は、事務所の賃借料に対して代表取締役 山本 博士より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。事務所の地代家賃支払に対する債務保証については、期末日における未払債務がないため、取引金額は記載しておりませんが、保証対象事務所の平成29年5月1日より平成30年4月30日に係る消費税等を除く賃借料合計は、33,497千円であります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年 5月 1日 至 平成29年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年 5月 1日 至 平成30年 4月30日)
1株当たり純資産額	36円78銭	64円87銭
1株当たり当期純利益金額	15円17銭	28円17銭

- (注) 1 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載していません。
- 2 平成30年12月1日付で1株につき100株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 3 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年 5月 1日 至 平成29年 4月30日)	当連結会計年度 (自 平成29年 5月 1日 至 平成30年 4月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する 当期純利益金額(千円)	115,049	216,605
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属 する当期純利益金額(千円)	115,049	216,605
普通株式の期中平均株式数(株)	7,584,085	7,688,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数3,290個)これらの概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権2種類(新株予約権の数5,785個)これらの概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- 4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年 4月30日)	当連結会計年度 (平成30年 4月30日)
純資産の部の合計額(千円)	282,783	498,683
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	282,783	498,683
1株当たり純資産額の算定に用いら れた期末の普通株式数(株)	7,688,000	7,688,000

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

1 第三者割当増資による新株式の発行

当社は、平成30年6月28日開催の臨時株主総会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成30年6月29日に払込みが完了しております。内容は以下のとおりであります。

(1) 発行する新株式の種類及び数	普通株式 739株
(2) 発行価格	1株につき 67,638円
(3) 発行価格総額	49,984,482円
(4) 資本組入額	1株につき 33,819円
(5) 資本組入額総額	24,992,241円
(6) 払込期日	平成30年6月29日
(7) 割当先	株式会社ぐるなび
(8) 資金使途	今後の事業拡大を目的とする協業

2 子会社の清算

PLUGRAM USA, Inc. につきましては、平成29年11月2日開催の臨時取締役会において会社解散の決議を行い、平成30年5月2日に清算が終了しております。

3 第3回ストック・オプションとしての新株予約権の発行

当社は、平成30年10月31日開催の臨時株主総会及び平成30年10月31日開催の臨時取締役会において、当社取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成30年11月2日に発行いたしました。

なお、当該新株予約権の詳細は、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4 株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更及び単元株制度の採用

当社は、平成30年11月14日開催の取締役会において、株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更及び単元株制度の採用を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

①分割方法

平成30年11月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	77,619株
今回の株式分割により増加する株式数	7,684,281株
株式分割後の発行済株式総数	7,761,900株
株式分割後の発行可能株式総数	31,000,000株

③株式分割の効力発生日

平成30年12月1日

④1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

①定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年12月1日付で当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

②定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,100</u> 万株とする。

③定款変更の日程

効力発生日 平成30年12月1日

(4) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(5) その他

①資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

②新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を平成30年12月1日以降、以下のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	4,000円	40円
第2回新株予約権	37,000円	370円
第3回新株予約権	68,000円	680円

⑤ 【連結附属明細表】（平成30年4月30日現在）

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	22,500	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	27,765	11,180	0.3	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	105,250	13,880	0.3	平成31年～平成32年
合計	155,515	25,060	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	10,320	3,560	—	—

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年4月30日)	当事業年度 (平成30年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	366,198	428,884
売掛金	77,639	74,624
商品	25,342	33,236
前払費用	10,185	9,817
繰延税金資産	1,714	8,324
その他	1,539	5,106
貸倒引当金	—	△2,157
流動資産合計	482,620	557,837
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	31,387	42,936
工具、器具及び備品（純額）	1,324	2,607
有形固定資産合計	32,712	45,544
無形固定資産		
商標権	—	766
ソフトウェア	36,917	91,669
ソフトウェア仮勘定	9,067	1,556
無形固定資産合計	45,984	93,991
投資その他の資産		
関係会社株式	8,676	—
出資金	—	18
敷金	27,589	76,713
長期前払費用	6,492	3,407
繰延税金資産	9,466	17,932
その他	2,829	—
投資その他の資産合計	55,053	98,071
固定資産合計	133,750	237,607
資産合計	616,370	795,444

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年4月30日)	当事業年度 (平成30年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,743	46,348
短期借入金	22,500	—
1年内返済予定の長期借入金	27,765	11,180
未払金	34,270	37,609
未払費用	5,977	20,994
未払法人税等	35,661	81,684
未払消費税等	16,987	32,676
前受金	19,040	21,306
預り金	11,860	16,986
資産除去債務	—	7,450
その他	—	217
流動負債合計	216,806	276,453
固定負債		
長期借入金	105,250	13,880
資産除去債務	10,188	7,237
その他	4,803	—
固定負債合計	120,242	21,117
負債合計	337,049	297,570
純資産の部		
株主資本		
資本金	106,335	106,335
資本剰余金		
資本準備金	76,665	76,665
資本剰余金合計	76,665	76,665
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	96,321	314,873
利益剰余金合計	96,321	314,873
株主資本合計	279,321	497,873
純資産合計	279,321	497,873
負債純資産合計	616,370	795,444

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成30年10月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	605,997
売掛金	74,854
商品	43,200
前払費用	21,278
その他	2,372
貸倒引当金	△1,229
流動資産合計	746,473
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	121,903
工具、器具及び備品（純額）	3,721
有形固定資産合計	125,625
無形固定資産	
商標権	1,113
ソフトウェア	100,254
ソフトウェア仮勘定	3,480
無形固定資産合計	104,847
投資その他の資産	
出資金	18
敷金	74,775
繰延税金資産	14,149
その他	2,827
投資その他の資産合計	91,770
固定資産合計	322,244
資産合計	1,068,718

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成30年10月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	56,751
1年内返済予定の長期借入金	30,312
未払金	47,027
未払費用	18,045
未払法人税等	44,727
未払消費税等	16,187
前受金	23,290
預り金	8,349
賞与引当金	22,508
資産除去債務	—
その他	82
流動負債合計	267,282
固定負債	
長期借入金	80,398
資産除去債務	49,113
固定負債合計	129,511
負債合計	396,794
純資産の部	
株主資本	
資本金	131,327
資本剰余金	101,657
利益剰余金	438,939
株主資本合計	671,924
純資産合計	671,924
負債純資産合計	1,068,718

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年 5月 1日 至 平成29年 4月 30日)	当事業年度 (自 平成29年 5月 1日 至 平成30年 4月 30日)
売上高	938,404	1,393,268
売上原価	388,424	559,145
売上総利益	549,980	834,123
販売費及び一般管理費	※1 377,360	※1 517,032
営業利益	172,620	317,090
営業外収益		
受取利息	6	7
受取配当金	2	—
その他	169	24
営業外収益合計	178	32
営業外費用		
支払利息	824	608
株式交付費	536	—
為替差損	545	—
営業外費用合計	1,906	608
経常利益	170,892	316,514
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	658	—
特別利益合計	658	—
特別損失		
関係会社株式評価損	46,210	11,896
特別損失合計	46,210	11,896
税引前当期純利益	125,340	304,617
法人税、住民税及び事業税	47,611	101,141
法人税等調整額	△3,442	△15,076
法人税等合計	44,169	86,065
当期純利益	81,170	218,552

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年 5月 1日 至 平成29年 4月30日)		当事業年度 (自 平成29年 5月 1日 至 平成30年 4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		105,432	80.0	153,520	83.9
II 経費	※1	26,435	20.0	29,527	16.1
当期総製造費用		131,868	100.0	183,048	100.0
他勘定振替高	※2	49,402		62,616	
当期製品製造原価		82,465		120,432	
期首商品棚卸高		11,994		25,342	
当期商品仕入高		319,307		446,607	
商品評価損		—		5,245	
合計		331,301		477,196	
期末商品棚卸高		25,342		38,482	
商品売上原価		305,958		438,713	
売上原価		388,424		559,145	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	3,418	16,244
外注加工費	15,222	4,562
支払報酬料	2,516	3,176
地代家賃	3,654	3,010

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	49,402	61,965
その他	—	651
計	49,402	62,616

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成30年5月1日 至平成30年10月31日)
売上高	875,177
売上原価	366,111
売上総利益	509,066
販売費及び一般管理費	※ 332,711
営業利益	176,355
営業外収益	
受取利息	17
その他	39
営業外収益合計	56
営業外費用	
支払利息	180
株式交付費	200
営業外費用合計	381
経常利益	176,029
税引前四半期純利益	176,029
法人税、住民税及び事業税	39,856
法人税等調整額	12,107
法人税等合計	51,963
四半期純利益	124,065

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	29,670	—	—	15,150	15,150	44,820	44,820
当期変動額							
新株の発行	76,665	76,665	76,665			153,330	153,330
当期純利益				81,170	81,170	81,170	81,170
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							—
当期変動額合計	76,665	76,665	76,665	81,170	81,170	234,500	234,500
当期末残高	106,335	76,665	76,665	96,321	96,321	279,321	279,321

当事業年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	106,335	76,665	76,665	96,321	96,321	279,321	279,321
当期変動額							
新株の発行							—
当期純利益				218,552	218,552	218,552	218,552
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							—
当期変動額合計				218,552	218,552	218,552	218,552
当期末残高	106,335	76,665	76,665	314,873	314,873	497,873	497,873

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自平成30年5月1日
至平成30年10月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	176,029
減価償却費	24,901
長期前払費用償却額	1,365
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△928
賞与引当金の増減額 (△は減少)	22,508
受取利息及び受取配当金	△17
支払利息	180
株式交付費	200
売上債権の増減額 (△は増加)	2,984
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△9,963
仕入債務の増減額 (△は減少)	9,998
未払金の増減額 (△は減少)	9,418
その他	△40,857
小計	195,822
利息及び配当金の受取額	17
利息の支払額	△187
法人税等の支払額	△74,286
営業活動によるキャッシュ・フロー	121,366
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△51,313
無形固定資産の取得による支出	△22,645
差入保証金の回収による収入	1,938
資産除去債務の履行による支出	△6,880
その他	△786
投資活動によるキャッシュ・フロー	△79,686
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	△14,350
株式の発行による収入	49,783
財務活動によるキャッシュ・フロー	135,433
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	177,113
現金及び現金同等物の期首残高	428,884
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 605,997

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成29年 5月1日 至 平成30年 4月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度(平成29年 4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成30年 4月30日)

当社は、平成29年12月20日開催の臨時取締役会で本社移転に関する決議をいたしました。これに伴い、移転後利用見込みのない建物附属設備及び当該資産の原状回復に係る資産除去債務につきましては、移転予定日までの期間で減価償却費及び資産除去債務の費用計上が完了するように当事業年度において耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ8,914千円減少しております。

(貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年4月30日)	当事業年度 (平成30年4月30日)
当座貸越極度額	30,000千円	60,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	30,000千円	60,000千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)	当事業年度 (自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)
役員報酬	49,776千円	67,380千円
給料及び手当	100,381千円	144,103千円
地代家賃	30,975千円	47,051千円
貸倒引当金繰入額	一千円	2,157千円
減価償却費	2,715千円	13,078千円
おおよその割合		
販売費	60.1%	61.6%
一般管理費	39.9%	38.4%

(有価証券関係)

前事業年度(平成29年4月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額8,676千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価は記載しておりません。なお、当事業年度において減損処理を行い関係会社株式評価損46,210千円を計上しております。

当事業年度(平成30年4月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額一千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、子会社株式の時価は記載しておりません。なお、当事業年度において減損処理を行い関係会社株式評価損11,896千円を計上しております。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成29年4月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,714千円
資産除去債務	3,115千円
減価償却超過額	1,298千円
関係会社株式評価損	14,131千円
合併受入資産評価差額	9,635千円
その他	1,652千円
繰延税金資産小計	31,547千円
評価性引当額	△17,459千円
繰延税金資産合計	14,087千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,906千円
繰延税金負債合計	△2,906千円
繰延税金資産純額	11,180千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
住民税均等割額	0.4%
評価性引当額の増減	12.8%
所得拡大促進税制による税額控除	△2.9%
子会社合併による影響額	△5.3%
その他	△1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.2%

当事業年度(平成30年4月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,493千円
棚卸資産評価損	1,604千円
資産除去債務	4,489千円
減価償却超過額	2,207千円
関係会社株式評価損	17,769千円
合併受入資産評価差額	9,635千円
その他	2,960千円
繰延税金資産小計	43,160千円
評価性引当額	△14,322千円
繰延税金資産合計	28,837千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,580千円
繰延税金負債合計	△2,580千円
繰延税金資産純額	26,257千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割額	0.5%
評価性引当額の増減	△1.0%
所得拡大促進税制による税額控除	△2.6%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.3%

(企業結合等関係)

前事業年度(平成29年4月30日)

共通支配下の取引等

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(平成30年4月30日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)

1 第三者割当増資による新株式の発行

当社は、平成30年6月28日開催の臨時株主総会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成30年6月29日に払込みが完了しております。内容は以下のとおりであります。

(1) 発行する新株式の種類及び数	普通株式 739株
(2) 発行価格	1株につき 67,638円
(3) 発行価格総額	49,984,482円
(4) 資本組入額	1株につき 33,819円
(5) 資本組入額総額	24,992,241円
(6) 払込期日	平成30年6月29日
(7) 割当先	株式会社ぐるなび
(8) 資金使途	今後の事業拡大を目的とする協業

2 子会社の清算

PLUGRAM USA, Inc. につきましては、平成29年11月2日開催の臨時取締役会において会社解散の決議を行い、平成30年5月2日に清算が終了しております。

3 第3回ストック・オプションとしての新株予約権の発行

当社は、平成30年10月31日開催の臨時株主総会及び平成30年10月31日開催の臨時取締役会において、当社取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成30年11月2日に発行いたしました。

なお、当該新株予約権の詳細は、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4 株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更及び単元株制度の採用

当社は、平成30年11月14日開催の取締役会において、株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更及び単元株制度の採用を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

①分割方法

平成30年11月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	77,619株
今回の株式分割により増加する株式数	7,684,281株
株式分割後の発行済株式総数	7,761,900株
株式分割後の発行可能株式総数	31,000,000株

③株式分割の効力発生日

平成30年12月1日

④1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

	前事業年度 (自 平成28年5月1日 至 平成29年4月30日)	当事業年度 (自 平成29年5月1日 至 平成30年4月30日)
1株当たり純資産額	36円33銭	64円76銭
1株当たり当期純利益金額	10円70銭	28円43銭

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

①定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年12月1日付で当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

②定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,100</u> 万株とする。

③定款変更の日程

効力発生日 平成30年12月1日

(4) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(5) その他

①資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

②新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を平成30年12月1日以降、以下のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	4,000円	40円
第2回新株予約権	37,000円	370円
第3回新株予約権	68,000円	680円

【注記事項】

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年4月30日)	当第2四半期会計期間 (平成30年10月31日)
当座貸越極度額	60,000千円	60,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	60,000千円	60,000千円

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)
役員報酬	48,759千円
給料及び手当	86,675千円
地代家賃	34,574千円
貸倒引当金繰入額	△928千円
賞与引当金繰入額	13,804千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)
現金及び預金	605,997千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	一千円
現金及び現金同等物	605,997千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成30年6月29日を払込期日とする第三者割当による新株式739株の発行により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ24,992千円増加しております。この結果、当第2四半期会計期間末において資本金が131,327千円、資本剰余金が101,657千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、クラウドサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年5月1日 至 平成30年10月31日)
1株当たり四半期純利益	16円03銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	124,065
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	124,065
普通株式の期中平均株式数(株)	7,738,204
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2 当社は、平成30年12月1日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

1 新株予約権の発行

当社は、平成30年10月31日開催の臨時株主総会及び平成30年10月31日開催の臨時取締役会において、当社取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議し、平成30年11月2日に発行いたしました。

なお、当該新株予約権の詳細は、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2 株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更及び単元株制度の採用

当社は、平成30年11月14日開催の取締役会において、株式分割、株式分割に伴う定款の一部変更及び単元株制度の採用を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

①分割方法

平成30年11月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	77,619株
今回の株式分割により増加する株式数	7,684,281株
株式分割後の発行済株式総数	7,761,900株
株式分割後の発行可能株式総数	31,000,000株

③株式分割の効力発生日

平成30年12月1日

④1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

①定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年12月1日付で当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

②定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,100</u> 万株とする。

③定款変更の日程

効力発生日 平成30年12月1日

(4) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(5) その他

①資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

②新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を平成30年12月1日以降、以下のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	4,000円	40円
第2回新株予約権	37,000円	370円
第3回新株予約権	68,000円	680円

⑤ 【附属明細表】（平成30年4月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	33,927	23,514	—	57,441	14,505	11,965	42,936
工具、器具及び備品	2,273	1,992	—	4,266	1,658	709	2,607
有形固定資産計	36,201	25,506	—	61,707	16,163	12,674	45,544
無形固定資産							
商標権	—	789	—	789	23	23	766
ソフトウェア	40,335	71,376	—	111,711	20,042	16,624	91,669
ソフトウェア仮勘定	9,067	61,965	69,476	1,556	—	—	1,556
無形固定資産計	49,402	134,131	69,476	114,057	20,065	16,647	93,991
長期前払費用	8,868	2,949	3,614	8,204	4,796	4,210	3,407

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	名古屋ショールームの内装工事等	22,897千円
ソフトウェア	基幹システムの構築	69,476千円

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	2,157	—	—	2,157

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成30年4月30日現在）

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から4月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	4月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	1枚につき115円
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	受理1件につき1,500円
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、 日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://corp.smaregi.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	新株予約権①
発行年月日	平成28年6月17日	平成30年6月29日	平成30年4月26日
種類	普通株式	普通株式	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	8,070株(注)7	739株(注)7	普通株式 2,495株 (注)5、7
発行価格	19,000円(注)4、7	67,638円(注)4、7	37,000円(注)4、7
資本組入額	9,500円(注)7	33,819円(注)7	18,500円(注)7
発行価額の総額	153,330,000円	49,984,482円	92,315,000円
資本組入額の総額	76,665,000円	24,992,241円	46,157,500円
発行方法	第三者割当	第三者割当	平成30年4月24日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2	(注)3

項目	新株予約権②
発行年月日	平成30年11月2日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 455株(注)7
発行価格	68,000円(注)4、7
資本組入額	34,000円(注)7
発行価額の総額	30,940,000円
資本組入額の総額	15,470,000円
発行方法	平成30年10月31日開催の臨時取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3

- (注) 1 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧のその他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものと定めております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場の申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成30年4月30日であります。
- 2 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 - 3 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 - 4 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 - 5 第2回新株予約権は退職により6名165株分の権利が、喪失しております。

- 6 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	37,000円(注)7	68,000円(注)7
行使期間	平成32年5月1日から 平成40年3月31日まで	平成32年12月1日から 平成40年9月30日まで
行使の条件	<p>(1) 新株予約権は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することにより、新株予約権の権利を行使することができるものとします。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の相続及び権利行使はできるものとします。</p> <p>(3) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>(4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。</p>	<p>(1) 新株予約権は、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することにより、新株予約権の権利を行使することができるものとします。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の相続及び権利行使はできるものとします。</p> <p>(3) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>(4) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。	新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。

- 7 平成30年11月14日開催の取締役会により、平成30年12月1日付で、1株を100株とする株式分割を行っております。上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額であります。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田宗樹	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	投資事業組合	6,500	123,500,000 (19,000)	特別利害関係者等(大株主上位10名)
SMBCベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 石橋達史	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	投資事業組合	1,570	29,830,000 (19,000)	特別利害関係者等(大株主上位10名)

(注)1 三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社及びSMBCベンチャーキャピタル2号投資事業有限責任組合無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社は、当該第三者割当増資により特別利害関係者等(大株主上位10名)となりました。

- 2 平成30年11月14日開催の取締役会により、平成30年12月1日付で、1株を100株とする株式分割を行っております。上記株数及び単価は分割前の株数及び単価であります。

株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社ぐるなび 代表取締役社長 久保証一郎 資本金2,334百万円	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号	情報提供サービス	739	49,984,482 (67,638)	取引先

(注) 平成30年11月14日開催の取締役会により、平成30年12月1日付で、1株を100株とする株式分割を行っております。上記株数及び単価は分割前の株数及び単価であります。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
地引 一由	東京都世田谷区	会社役員	250	9,250,000 (37,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
田川 良行	大阪府大阪市西区	会社役員	250	9,250,000 (37,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
宮崎 龍平	大阪府大阪市西区	会社員	160	5,920,000 (37,000)	当社の従業員
前田 利一	大阪府枚方市	会社員	130	4,810,000 (37,000)	当社の従業員
梶本 裕介	愛知県名古屋市中区	会社員	125	4,625,000 (37,000)	当社の従業員
竹村 大	東京都港区	会社員	110	4,070,000 (37,000)	当社の従業員
岡田 直緯	大阪府大阪市西区	会社員	70	2,590,000 (37,000)	当社の従業員
川上 知己	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	60	2,220,000 (37,000)	当社の従業員
大平 豊	滋賀県草津市	社外役員	50	1,850,000 (37,000)	特別利害関係者等 (当社の社外監査役)
今西 正和	大阪府藤井寺市	会社員	50	1,850,000 (37,000)	当社の従業員
谷川 かず奈	大阪府豊中市	会社員	50	1,850,000 (37,000)	当社の従業員
清水 義範	奈良県奈良市	会社員	50	1,850,000 (37,000)	当社の従業員
鈴木 周吾	東京都目黒区	会社員	50	1,850,000 (37,000)	当社の従業員
浦田 隆道	大阪府大阪市生野区	会社員	40	1,480,000 (37,000)	当社の従業員
高田 大介	大阪府高槻市	会社員	40	1,480,000 (37,000)	当社の従業員
福永 千尋	兵庫県伊丹市	会社員	40	1,480,000 (37,000)	当社の従業員
高橋 裕人	愛知県名古屋市中区	会社員	40	1,480,000 (37,000)	当社の従業員
菊池 勲	大阪府高槻市	会社員	35	1,295,000 (37,000)	当社の従業員
坂田 秀一	大阪府和泉市	会社員	30	1,110,000 (37,000)	当社の従業員
湯田 真仁	奈良県奈良市	会社員	30	1,110,000 (37,000)	当社の従業員
松下 望	大阪府大阪市港区	会社員	30	1,110,000 (37,000)	当社の従業員
日浦 奈緒美	大阪府大阪市北区	会社員	30	1,110,000 (37,000)	当社の従業員
宗岡 梨乃	東京都目黒区	会社員	30	1,110,000 (37,000)	当社の従業員
澤入 友里奈	東京都大田区	会社員	30	1,110,000 (37,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
松岡 美帆	神奈川県茅ヶ崎市	会社員	30	1,110,000 (37,000)	当社の従業員
多賀 優記	大阪府大阪市北区	会社員	30	1,110,000 (37,000)	当社の従業員
山田 拓実	東京都練馬区	会社員	25	925,000 (37,000)	当社の従業員
高柳 和則	東京都立川市	会社員	25	925,000 (37,000)	当社の従業員
杉本 聡介	東京都東久留米市	会社員	20	740,000 (37,000)	当社の従業員
山田 創介	大阪府大阪市東成区	会社員	20	740,000 (37,000)	当社の従業員
玉山 直季	大阪府大阪市天王寺区	会社員	20	740,000 (37,000)	当社の従業員
春木 あゆみ	大阪府大阪市平野区	会社員	20	740,000 (37,000)	当社の従業員
笠野 啓介	兵庫県伊丹市	会社員	20	740,000 (37,000)	当社の従業員
柳瀬 淳一	大阪府大阪市西区	会社員	20	740,000 (37,000)	当社の従業員
矢崎 海	東京都世田谷区	会社員	20	740,000 (37,000)	当社の従業員
中谷 成那	大阪府東大阪市	会社員	20	740,000 (37,000)	当社の従業員
早田 里玖	東京都小金井市	会社員	20	740,000 (37,000)	当社の従業員
岡部 藍	東京都武蔵村山市	会社員	20	740,000 (37,000)	当社の従業員
大橋 宗	東京都大田区	会社員	15	555,000 (37,000)	当社の従業員
前澤 裕彦	東京都三鷹市	会社員	15	555,000 (37,000)	当社の従業員
石倉 玲爾	大阪府堺市南区	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
松下 弘樹	大阪府岸和田市	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
佐藤 圭	千葉県習志野市	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
城下 未央	兵庫県川西市	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
安井 信也	大阪府守口市	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
岩尾 聡	大阪府大阪市西区	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
石橋 絵里	兵庫県西宮市	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
津田 幸司	奈良県橿原市	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
HARWOOD WAYLAND	大阪府大阪市阿倍野区	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
金子 茜	兵庫県川辺郡猪名川町	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
名定 矢代依	大阪府大阪市東淀川区	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
宮沢 達史	東京都渋谷区	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
松浦 淳之介	東京都小平市	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
佐藤 考晃	埼玉県戸田市	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
福田 裕	東京都日野市	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
柳原 康太	東京都台東区	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
増岡 勇人	埼玉県さいたま市浦和区	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
谷口 昌志	神奈川県相模原市南区	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
長岡 南	東京都中野区	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
福山 彩可	神奈川県横浜市都筑区	会社員	10	370,000 (37,000)	当社の従業員
原 幸弘	大阪府岸和田市	会社員	5	185,000 (37,000)	当社の従業員
清水 稔文	大阪府大阪市城東区	会社員	5	185,000 (37,000)	当社の従業員

(注) 1 退職等の理由により権利を喪失したものについては、記載しておりません。

2 平成30年11月14日開催の取締役会により、平成30年12月1日付で、1株を100株とする株式分割を行っております。上記株数及び単価は分割前の株数及び単価であります。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
宮崎 龍平	大阪府大阪市西区	会社員	285	19,380,000 (68,000)	当社の従業員
梶本 裕介	愛知県名古屋市中区	会社員	90	6,120,000 (68,000)	当社の従業員
田川 良行	大阪府大阪市西区	会社役員	50	3,400,000 (68,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
鈴木 雅哉	兵庫県芦屋市	社外役員	30	2,040,000 (68,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 平成30年11月14日開催の取締役会により、平成30年12月1日付で、1株を100株とする株式分割を行っております。上記株数及び単価は分割前の株数及び単価であります。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
徳田誠 ※1, 4	大阪府富田林市	1,823,000 (40,000)	21.87 (0.48)
株式会社山本博士事務所※1, 2	東京都新宿区西新宿3丁目5番3号	1,645,600	19.74
株式会社徳田 ※1, 2	大阪府大阪市中央区南船場4丁目10番5号	1,000,000	12.00
三菱UFJキャピタル5号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル 株式会社 ※1	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	650,000	7.80
株式会社MOCCI ※1, 2	東京都品川区北品川1丁目9番7号	605,000	7.26
株式会社MINATO ※1, 2	東京都品川区北品川1丁目9番7号	580,000	6.96
山本博士 ※1, 3	大阪府貝塚市	524,000 (40,000)	6.29 (0.48)
湊隆太郎 ※1, 4	大阪府大阪市中央区	307,000 (40,000)	3.68 (0.48)
望月拓也 ※1, 5	大阪府岸和田市	248,500 (6,500)	2.98 (0.08)
地引一由 ※4	東京都世田谷区	171,600 (65,000)	2.06 (0.78)
SMBCベンチャーキャピタル2号投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャー キャピタル株式会社 ※1	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	157,000	1.88
海老根智仁	神奈川県逗子市	106,600	1.28
株式会社ぐるなび	東京都千代田区有楽町一丁目 2番2号	73,900	0.89
宮崎龍平 ※6	大阪府大阪市西区	58,500 (58,500)	0.70 (0.70)
田川良行 ※4	大阪府大阪市西区	30,000 (30,000)	0.36 (0.36)
前田利一 ※6	大阪府枚方市	27,000 (27,000)	0.32 (0.32)
梶本裕介 ※6	愛知県名古屋市中区	24,000 (24,000)	0.29 (0.29)
Mistletoe Partners株式会社	東京都千代田区神田淡路町一丁目 一番地	23,500	0.28
川上知己 ※6	神奈川県横浜市鶴見区	22,500 (22,500)	0.27 (0.27)
坂田秀一 ※6	大阪府和泉市	14,000 (14,000)	0.17 (0.17)
竹村大 ※6	東京都港区	14,000 (14,000)	0.17 (0.17)
株式会社オークファン	東京都品川区上大崎2-13-30 oak Meguro 3階	11,700	0.14
杉本聡介 ※6	東京都東久留米市	11,500 (11,500)	0.14 (0.14)
清水稔文 ※6	大阪府大阪市城東区	9,500 (9,500)	0.11 (0.11)
原幸弘 ※6	大阪府岸和田市	9,500 (9,500)	0.11 (0.11)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
湯田真仁	※6	奈良県奈良市	9,000 (9,000)	0.11 (0.11)
岡田直緯	※6	大阪府大阪市西区	7,000 (7,000)	0.08 (0.08)
坂田拓也		東京都江東区	6,400	0.08
株式会社nomad		東京都港区麻布十番2-9-8-902	5,800	0.07
株式会社insprout		東京都港区麻布十番一丁目5番10号 アトラスビル8階	5,800	0.07
PLANT BASE株式会社		東京都中央区銀座七丁目8番13号	5,800	0.07
大崎徳秀	※7	東京都府中市	5,500 (5,500)	0.07 (0.07)
石倉玲爾	※6	大阪府堺市南区	5,500 (5,500)	0.07 (0.07)
新田秀幸	※7	大阪府大阪市港区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
大平豊	※5	滋賀県草津市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
今西正和	※6	大阪府藤井寺市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
谷川かず奈	※6	大阪府豊中市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
清水義範	※6	奈良県奈良市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
鈴木周吾	※6	東京都目黒区	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
松下弘樹	※6	大阪府岸和田市	5,000 (5,000)	0.06 (0.06)
浦田隆道	※6	大阪府大阪市生野区	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
高田大介	※6	大阪府高槻市	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
福永千尋	※6	兵庫県伊丹市	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
高橋裕人	※6	愛知県名古屋市中区	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
佐藤圭	※6	千葉県習志野市	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
山田創介	※6	大阪府大阪市東成区	4,000 (4,000)	0.05 (0.05)
菊池勲	※6	大阪府高槻市	3,500 (3,500)	0.04 (0.04)
城下未央	※6	兵庫県川西市	3,500 (3,500)	0.04 (0.04)
玉山直季	※6	大阪府大阪市天王寺区	3,500 (3,500)	0.04 (0.04)
鈴木雅哉	※4	兵庫県芦屋市	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
松下望	※6	大阪府大阪市港区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
日浦奈緒美	※6	大阪府大阪市北区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
宗岡梨乃	※6	東京都目黒区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
澤入友里奈	※6	東京都大田区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
松岡美帆	※6	神奈川県茅ヶ崎市	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
多賀優記	※6	大阪府大阪市北区	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
安井信也	※6	大阪府守口市	3,000 (3,000)	0.04 (0.04)
梶原由景	※7	東京都世田谷区	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)
清本英昇	※7	東京都台東区	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)
山田拓実	※6	東京都練馬区	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)
高柳和則	※6	東京都立川市	2,500 (2,500)	0.03 (0.03)
春木あゆみ	※6	大阪府大阪市平野区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
笠野啓介	※6	兵庫県伊丹市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
柳瀬淳一	※6	大阪府大阪市西区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
矢崎海	※6	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
中谷成那	※6	大阪府東大阪市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
早田里玖	※6	東京都小金井市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
岡部藍	※6	東京都武蔵村山市	2,000 (2,000)	0.02 (0.02)
大橋宗	※6	東京都大田区	1,500 (1,500)	0.02 (0.02)
前澤裕彦	※6	東京都三鷹市	1,500 (1,500)	0.02 (0.02)
門脇英晴		東京都三鷹市	1,100	0.01
関厚志		東京都世田谷区	1,100	0.01
岩尾聡	※6	大阪府大阪市西区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
石橋絵里	※6	兵庫県西宮市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
津田幸司	※6	奈良県橿原市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
HARWOOD WAYLAND	※6	大阪府大阪市阿倍野区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
金子茜	※6	兵庫県川辺郡猪名川町	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
名定矢代依	※6	大阪府大阪市東淀川区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
宮沢達史	※6	東京都渋谷区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
松浦淳之介	※6	東京都小平市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
佐藤孝晃	※6	埼玉県戸田市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
福田裕	※6	東京都日野市	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
柳原康太	※6	東京都台東区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
増岡勇人	※6	埼玉県さいたま市浦和区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
谷口昌志	※6	神奈川県相模原市南区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)

氏名又は名称		住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
長岡南	※6	東京都中野区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
福山彩可	※6	神奈川県横浜市都筑区	1,000 (1,000)	0.01 (0.01)
計		—	8,336,400 (574,500)	100 (6.89)

(注) 1 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10名) 2 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社) 3 特別利害関係者等(当社代表取締役) 4 特別利害関係者等(当社取締役) 5 特別利害関係者等(当社監査役) 6 当社従業員 7 社外協力者
- 2 ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
- 3 株式(自己株式を除く)総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成31年 1月21日

株式会社スマレジ
取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 原 裕 幸 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スマレジの平成28年5月1日から平成29年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スマレジ及び連結子会社の平成29年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月21日

株式会社スマレジ
取締役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 原 裕 幸 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スマレジの平成29年5月1日から平成30年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スマレジ及び連結子会社の平成30年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年 1月21日

株式会社スマレジ
取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 原 裕 幸 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スマレジの平成28年5月1日から平成29年4月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スマレジの平成29年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年 1月21日

株式会社スマレジ
取締役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 聡 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 原 裕 幸 ㊟

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スマレジの平成29年5月1日から平成30年4月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スマレジの平成30年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年1月21日

株式会社スマレジ
取締役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗 原 裕 幸 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スマレジの平成30年5月1日から平成31年4月30日までの第14期事業年度の第2四半期会計期間(平成30年8月1日から平成30年10月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成30年5月1日から平成30年10月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續が実施される。四半期レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スマレジの平成30年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

スマレジ